

令和6(2024)学部

令和6(2024)年度

履修便覧

東京藝術大学音楽学部

はじめに

大学における学びとは

大学において学ぶということは、高校までのように教えてもらうことを中心とするのではなく、学生一人一人が自ら課題を発見・設定し、その解決のために自ら探求し続けるということです。それは、専攻が実技系の学生であっても学科系の学生であっても変わることはありません。

単位の修得だけを目的とするのではなく、受動的な態度に終始するのではなく、幅広い問題意識を持ちながら、自律的・主体的に興味関心を広げていくことが、自身の専門性を高め、深めていくことに繋がるのです。そのためには、真摯な態度で授業やレッスンに臨み、今後の飛躍への「体幹」を形成してください。

履修便覧について

「履修便覧」は令和6年度音楽学部入学者を対象に修得単位・履修方法等・その規程を説明したものです。特に変更の指示のない限り、学生はこれに従い、所属する学科（専攻）の教育課程（カリキュラム）を理解し、自己の責任において履修計画を立て、授業科目の履修を通じて卒業に必要な単位を修得してください。また、「履修便覧」は卒業時まで大切に保管してください。

履修・成績や卒業についての相談方法

（1）履修すべき科目について相談したいとき

STEP 1. 「履修便覧」と「成績通知書」（証明書発行機で発行できます）を必ず持参し、指導教員（指導教員が非常勤の先生の場合は、所属学科の常勤教員）に相談してください。

STEP 2. 「履修便覧」の記載事項について一般的な質問（各科目の区分や用語の説明など）については、教務係で受け付けます。

（2）履修の方法や条件について相談したいとき

STEP 1. まず、「履修便覧」と「シラバス」をよく読み、各自対応してください。
（例）外国語科目の履修方法や卒業要件は「履修便覧」13ページにあります。

STEP 2. 「履修便覧」や「シラバス」について不明な点があれば、その科目を開設している担当教員室を「シラバス」で確認し、問い合わせてください。（場所と開室時間は掲示参照）

（3）成績について質問したいとき

STEP 1. 学事暦に記載されている成績質問票提出期間に所定の「入力フォーム」から質問してください。

STEP 2. 教務係から授業担当教員に確認し、回答します。成績に関する質問は授業担当教員に直接行わず、必ず定められた期間内に「入力フォーム」から行ってください。

（4）卒業までに必要な科目について相談したいとき

STEP 1. 「履修便覧」、「成績通知表」（証明書発行機で発行できます）または「CampusPlan > Web 学生カルテ > 成績情報」を参照のうえ、各自で責任を持って行ってください。

STEP 2. その上で質問がある場合は、指導教員（指導教員が非常勤の先生の場合は、所属学科の常勤教員）に相談してください。それでも解決しない問題がある場合は、指導教員の先生から教務係に連絡していただくようお願いしてください。

STEP 3. 教務係では指導教員からの相談を受け、指導教員と一緒に学生をサポートします。教務係単独では学生に卒業の可否や卒業のための条件をお伝えすることはできませんのでご了承ください。

目 次

はじめに

1. 卒業要件単位	1
2. 授業・履修登録・成績評価	2
2-1. 授業期間	2
2-2. 授業時間	2
2-3. 授業時間割	2
2-4. 単位	2
2-5. 履修登録	2
2-6. 授業・試験	3
2-7. 公欠	4
2-8. 成績評価	4
2-9. 卒業	4
3. 授業科目の区分	5
3-1. 授業科目の区分	5
3-2. 授業の種別区分	5
4. 専門科目の授業内容、履修方法等	6
4-1. オーケストラとチェンバーオーケストラ	6
4-2. 吹奏楽	7
4-3. 室内楽	7
4-4. ソルフェージュ	8
4-5. 和声	9
4-6. 副科実技	10
4-7. その他	12
5. 共通科目の授業内容、履修方法等	12
5-1. 教養科目	12
5-2. 外国語科目（言語・音声トレーニングセンター開設科目を含む）、国語（古文）	13
5-3. 保健体育科目	16
6. その他の科目の授業内容、履修方法等	16
6-1. 留学生特別科目	16
6-2. 教職に関する科目	16
6-3. 博物館学課程に関する科目	16
6-4. 美術学部開設科目	16
6-5. 各センター開設科目	17
6-6. 他大学開設科目	17

7. 留学に係る履修上の特例	17
8. 他大学等において修得した単位の認定	18
9. 各科（専攻）別教育課程（カリキュラム）	19
10. 教職課程	44
10-1. 免許状の種類	44
10-2. 教育の基礎的理解に関する科目等	44
10-3. 教科及び教科の指導法に関する科目	45
10-4. 教員免許法施行規則第66条の6に定める科目	50
10-5. 他の大学または短期大学において修得した教職関連科目の単位の取り扱い	50
10-6. 「和楽器実技」・「日本の伝統的な歌唱」に代用できる「副科実技（邦楽）」科目一覧	50
10-7. 教育実習	50
10-8. 介護等体験	51
10-9. 教員免許状	52
11. 博物館学課程（学芸員資格）	53
11-1. 課程表	54
11-2. 他の大学において修得した博物館学関連科目の単位の取り扱い	54
12. 学生生活	55
12-1. 学内在留時間	55
12-2. 練習時間	55
12-3. 事務取り扱い時間	55
12-4. 連絡・伝達事項	55
12-5. 学籍	56
12-6. 各種手続き	57
12-7. ロッカー	57
12-8. 自転車の登録	58
12-9. その他	58
13. 諸規則	59
東京藝術大学学則（抄）	59
東京藝術大学音楽学部規則	66
東京藝術大学音楽学部履修規程	69
東京藝術大学音楽学部（大学院音楽研究科を含む）開設授業公欠の承認基準	70
東京藝術大学成績評価に関する申合せ	71
東京藝術大学におけるGPA制度に関する要項	72
東京藝術大学音楽学部早期卒業内規	74
東京藝術大学音楽学部における演奏活動に関わる著作権等取扱い要項	75
略記法	77

1. 卒業要件単位

音楽学部を卒業するためには、4年以上在学し、下表に示した最低単位数を修得しなければならない。履修に際しては、各自が「履修便覧」「授業時間割表」「シラバス」等をよく検討し、責任を持って計画を立て、必要な単位を修得すること。なお、在学期間の特例（早期卒業）については、74ページを参照すること。

科・専攻		専 門 科 目		共 通 科 目		合 計	
		必修科目	選択科目	選 択 科 目			
				教養科目	外国語科目		
作曲		70	30	16	8	124	
声乐		64	28	16	16	124	
器 楽	ピアノ	92	8	16	8	124	
	オルガン	86	14	16	8	124	
	弦楽	90	10	16	8	124	
	管打楽	Sx.Euph 専修以外	88	12	16	8	124
		Sx.Euph	72	28	16	8	124
	古楽	84	14	16	10	124	
指揮		82	18	16	8	124	
邦 楽	三味線音楽	84	16	16	8	124	
	邦楽囃子	86	14	16	8	124	
	現代邦楽囃子	78	22	16	8	124	
	日本舞踊	80	20	16	8	124	
	箏曲山田流	88	12	16	8	124	
	箏曲生田流	90	10	16	8	124	
	現代箏曲	78	22	16	8	124	
	尺八	72	28	16	8	124	
	能楽	90	10	16	8	124	
	能楽囃子	86	14	16	8	124	
	雅楽	68	32	16	8	124	
楽理		62	24	24	14	124	
音楽環境創造		48	52	12～16	8～12	124	

※教養科目・外国語科目・選択科目は、各科（専攻）で必要としている最低単位数を示したものである。

詳細については、「教養科目」「外国語科目」の項および各科・専攻別カリキュラムを参照すること。

2. 授業・履修登録・成績評価

2-1. 授業期間

授業期間は、以下のとおりである。

- (1) 前期科目：4～9月
- (2) 後期科目：10～3月
- (3) 通年科目：1年間（4～9月・10～3月）
- (4) 集中講義科目：集中講義期間（7、8、9、12月）

2-2. 授業時間

授業時間は、原則として2時間を1コマ（1時限）として設定されているが、個人指導による実技授業については各科（専攻）で定める。

2-3. 授業時間割

授業時間割は以下のとおりである。

	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	(6時限)
上野校地	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	(18:00～19:30)
千住校地	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	

※上野校地の6時限は、授業実施上、5時限までに時間割設定ができない場合、臨時に設ける時間帯である。

2-4. 単位

単位とは、授業科目の修得に必要な学修量を示す基準となるものであり、音楽学部では、東京藝術大学学則第80条に従い、1単位の授業科目は45時間の学修（授業時間外における学修時間を含む）を必要とする内容をもって構成するものとし、講義は15時間、演習は15または30時間、実験、実習、および実技については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、個人指導による実技授業については、3.75時間の授業をもって1単位とし、卒業作品、卒業演奏、卒業論文、卒業制作の単位数は、各科（専攻）で定めたものとする。

授業の1コマごとの単位数は原則として以下のように設定されている（ただし、以下の各授業形態と実際の授業科目名とは一致しないことがある）。

講義	4単位（通年）、2単位（1学期）
外国語	2単位（通年）、1単位（1学期）
演習	4又は2単位（通年）、2又は1単位（1学期）
実験	2単位（通年）、1単位（1学期）
実習	2単位（通年）、1単位（1学期）
実技	1～8単位（通年、1学期）
個人指導による実技	コマ授業の枠外

本学部入学前に、他大学等において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）については、その申請に基づき、本学部の単位として認定する。詳細は18ページを参照すること。

2-5. 履修登録

履修登録とは、指定された期間（学事暦および掲示を参照）に、当学期および当年度において履修するすべての科目を届け出す手続きのことである。履修登録は教務システムを使用して行う。登録にあたっては、各自が責任を持つ

て「履修便覧」「授業時間割表」「シラバス」等を検討し、その年度だけでなく翌年度以降のことを考慮して、計画的に履修すること。

なお、前期科目、後期科目、通年科目、集中講義科目のすべての科目について、前期の履修登録期間内に履修登録を行う必要があるため注意すること。後期履修登録期間には、後期科目のみ追加・変更・削除が可能である。

年度の途中で留学を理由に休学する場合には、通年授業の単位を半期ごとに修得することが可能である。詳細は17ページを参照すること。

○登録上の注意事項

- (1) 登録は定められた期間に本人が行うこと。
- (2) 登録した科目でなければ単位を修得できない。
- (3) 反復履修可能である科目を除き、すでに単位を修得した科目は、原則として登録できない。
- (4) 登録期間後の科目の追加・変更・削除は、原則としてできない。
- (5) 履修年次が指定されている科目、クラスが指定されている科目は、原則として定められた年次・クラスを履修すること。
- (6) 一部の副科実技・和楽器実技・室内楽・ソルフェージュ・教育実習については、指定された期間（学事暦および掲示を参照）に、履修希望申請を行うこと。これらの科目は教務システムでの登録も必要である。
- (7) 1年間に履修登録することができる単位数は、44単位を上限とする。ただし、教職課程のうち「教育の基礎的理解に関する科目等」（44ページ）、「音楽教科教育法Ⅰ、Ⅱ」（45ページ）、博物館学課程のうち「必修科目」（53ページ）、単位互換制度により他大学等で単位修得した科目および単位認定された科目を除く。なお、4年次以上の学生については、上限を定めない。

1年間の履修登録上限単位数44単位に含まれない授業科目
○教育の基礎的理解に関する科目等
○音楽教科教育法Ⅰ、Ⅱ
○博物館学課程のうち「必修科目」
○単位互換制度により他大学等で単位修得した科目
○単位認定された科目

- (8) 登録の手続きを行わない者は、その年度における履修の権利を放棄したものとみなす。

2-6. 授業・試験

- (1) 各授業科目の修了試験は、その科目の授業時数の3分の2以上出席した者が受験することができ、合格した者に単位が与えられる。
- (2) 試験における不正行為（カンニング、レポート・論文作成における盗用・剽窃）は禁じられている。不正行為が発覚した場合は、東京藝術大学学則第93条に基づき厳正な処分を行うため、十分に留意のうえ、試験に臨むこと。
 - ① 不正行為に該当する行為の例
 - a. 試験中にカンニング（カンニングペーパーや他の受験者の答案等を見ること、他の者から答えを教わること等）をすること。
 - b. 試験中に答えを教えるなど他の者を利するような行為をすること。
 - c. 他人の代わりに受験すること、他人に自分の身代りとして受験させること。
 - d. 許可されたもの以外を試験場に持ち込むこと。
 - e. 他人の文章や着想の一部または全部を、あたかも自分のものであるかのように用いてレポート・論文を作

成すること。

f. 他人のレポート・論文を代筆すること。

g. データをねつ造、改ざんすること。

② 履修科目の取り扱いについて

実技科目の試験等において不正行為を行った場合:当該年度のすべての実技科目の成績評価を「失格」とする。

講義科目の試験等において不正行為を行った場合:当該年度のすべての講義科目の成績評価を「失格」とする。

③ 懲戒処分について

不正行為の内容に鑑み、訓告・停学・退学の懲戒処分の対象とする。

(3) 「学内演奏」「卒業演奏」等において、他科所属の非常勤講師等に伴奏、助演を依頼する場合、それらに対する対価が学生の自己負担となることがあるため、依頼する際は相手方とよく打ち合わせをすること。

2-7. 公欠

学生が授業を欠席する場合、特別の事由により公欠が認められる場合がある。詳細は70ページを参照すること。

2-8. 成績評価

成績の評価は、秀・優・良・可および不可の評語をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。成績発表日は以下のとおりである。科目の性質上、遅れて成績が発表される科目もある。GPA（学修の状況および成果の評価値）に関する詳細は72ページを参照すること。

(1) 前期科目：前期末

(2) 後期科目：後期末

(3) 通年科目：後期末

(4) 集中講義科目：原則、授業最終日の属する学期末

成績評価基準

評価基準			
秀	100～95	As	5
優	94～80	A	4
良	79～60	B	3
可	59～50	C	2
不可	49以下	D	1

(1) 学科試験は100点法による。

(2) 実技試験は100点法以外の評価基準とする。

(3) 出席不良等によって評点できない場合は「失格」とする。

2-9. 卒業

4年以上在学し、各科（専攻）のカリキュラムに従い、124単位以上を修得した場合に、4年次3月をもって卒業することができる。前期卒業、在学期間の特例（早期卒業）については、以下を参照すること。

○前期卒業

(1) 以下の条件のすべてを満たす場合に限り、前期卒業を行うことができる。

① 卒業予定年度前期末時点で卒業要件単位をすべて修得していること。

- ② 卒業予定年度前期末時点で、在学年数が4年以上あること。
- (2) 申請期間と方法
定められた期日（学事暦および掲示を参照）までに、所定の申請書を教務係に提出すること。

○早期卒業

- (1) 3年以上在学し、東京藝術大学音楽学部早期卒業内規に定める単位を優秀な成績で修得したと認められる場合、3年次3月をもって卒業することができる。詳細は74ページを参照すること。
- (2) 申請期間と方法
2年次末において定められた期日（学事暦および掲示を参照）までに、所定の申請書を教務係に提出すること。
- (3) 対象者
音楽学部声楽科、楽理科

3. 授業科目の区分

3-1. 授業科目の区分

○履修の指定方法により、以下のように区分される。

- (1) 必修科目：必ず履修しなければならない科目。
- (2) 選択科目、教養科目および外国語科目：指定された科目の中から、定められた単位数を修得しなければならない科目。
- (3) 自由科目：上記2枠で履修した科目以外で、任意に履修する科目（卒業要件単位には含まれない）。他科（専攻）の専門科目のように、原則として履修することができない科目もある。

3-2. 授業の種別区分

○授業の種別により、以下のように区分される。

- (1) 専門科目：各科（専攻）の専門課程の中心をなす授業とし、以下のように3種に大別される。

- ① 履修が原則として当該の科（専攻）の学生に限られる専門科目

専門実技科目（個人レッスン、演習、実習、理論）

作曲科作曲理論関係科目、楽理科音楽学関係科目、音楽環境創造科プロジェクト科目

学内演奏

卒業作品、卒業演奏、卒業論文、卒業制作

- ② 複数の科（専攻）に関わる専門科目（6ページを参照）

オーケストラ（オーケストラ、チェンバーオーケストラ）

吹奏楽

室内楽

その他一部の実技、講義

- ③ 全科（専攻）を対象とする専門科目（8ページを参照）

ソルフェージュ

和声

副科実技

(2) 共通科目：学科（専攻）の別に関わりなく、学部内に共通に開設される科目。

教養科目（一般教養科目および専門基礎科目）（12ページを参照）

外国語科目（言語・音声トレーニングセンター開設科目を含む）、国語（古文）（13ページを参照）

(3) その他

留学生特別科目：外国人留学生のために開設される科目

教育の基礎的理解に関する科目等、教科及び教科の指導法に関する科目：教員免許状を取得するために必要な科目

博物館学課程に関する科目：学芸員資格を取得するために必要な科目

保健体育科目

交流科目：音楽学部または美術学部開設科目で両学部生が履修できる科目

美術学部開設科目：特に履修を認められた科目

言語・音声トレーニングセンター開設科目

各種センター開設科目（演奏芸術センター、芸術情報センター、社会連携センター、教養教育センター、グローバルサポートセンター、未来創造継承センターおよびキュレーション教育研究センター）

他大学開設科目：他大学との単位互換制度により特に履修を認められた科目（現在はお茶の水女子大学のみ）

4. 専門科目の授業内容、履修方法等

授業は原則として週1回行われ、各科（専攻）のカリキュラムに従い、それぞれ必修科目、選択科目、あるいは自由科目に区分される。

- (1) 履修が当該学科（専攻）の学生に限られる専門科目：各科（専攻）別教育課程（カリキュラム）を参照
- (2) 複数の学科（専攻）に関わる専門科目：以下を参照

4-1. オーケストラとチェンバーオーケストラ

弦楽および管打楽専攻（サクソフォンおよびユーフォニウム専修を除く）の学部2、3、4年次の学生を対象とした必修の授業である。弦楽専攻の学生は同年度に両方のオーケストラを履修することはできない。

(1) オーケストラ

学部の2、3、4年次の弦楽、管打楽専攻生（サクソフォンおよびユーフォニウム専修を除く）で編成され、授業の成果が学内外で発表される。原則として毎週火曜日の1時限から2時限、木曜日の4時限から5時限、および特別に設定された時間に開講される。

(2) チェンバーオーケストラ

学部2、3、4年次の弦楽専攻の学生と大学院の弦楽および室内楽専攻の学生で編成され、授業の成果が学内外で発表される。弦楽器の編成は第1ヴァイオリン8名、第2ヴァイオリン6名、ヴィオラ5名、チェロ4名、コントラバス2名、計25名。

- ① 履修を希望する弦楽専攻の学生は、指定された期間（学事暦および掲示を参照）に履修希望申請を行うこと。
- ② 履修希望者が定員を超えた場合はオーディションを行い、各弦楽器の履修者を選抜する。
- ③ 複数年履修することは可能であるが、学部在学中に1年間は「(1)オーケストラ」を履修すること。

4-2. 吹奏楽

管打楽専攻の学部2年次および3年次（サクソフォンおよびユーフォニアム専修生は学部1年次～4年次）の学生を対象とした必修の授業である。授業の成果は学内外で発表される。吹奏楽演奏会、定期演奏会には学部4年次、別科、大学院の学生も参加することができる。原則として毎週水曜日の4時限から5時限、および特別に設定された時間に開講される。

4-3. 室内楽

ピアノ専攻の学部3年次および4年次、弦楽、管打楽専攻の学部2、3、4年次の学生を対象とした選択科目である。グループ編成の種類と曲目は、以下の原則に従うこと。ただし、打楽器・チェンバロを含む場合は、編成、曲目とも自由とする。

○グループ編成の種類

(1) 室内楽Ⅱ

① 弦楽器による編成

弦楽三重奏 [2 Vn, Va または Vn, Va, Vc]、弦楽四重奏 [2 Vn, Va, Vc]、コントラバス四重奏

② 管打楽器による編成

木管三重奏 [Ob, Cl, Fg]、木管四重奏 [Fl, Ob, Cl, Fg]、木管五重奏 [Fl, Ob, Cl, Hr, Fg]、木管八重奏 [2 Ob, 2 Cl, 2 Hr, 2 Fg]、金管四重奏、金管五重奏、金管六重奏、金管八重奏、金管十重奏、打楽器合奏

Fl, Sx, Tb, Euph, Tu については同種楽器による編成が認められる場合がある。希望する場合は室内楽教員室に申し出ること。

(2) 室内楽Ⅲ、室内楽Ⅳ

① 弦楽器による編成

弦楽三重奏 [2 Vn, Va または Vn, Va, Vc]、弦楽四重奏 [2 Vn, Va, Vc]、弦楽五重奏 [2 Vn, 2 Va, Vc, 2 Vn, Va, 2 Vc または 2 Vn, Va, Vc, Cb]、コントラバス四重奏

② 管打楽器による編成

木管三重奏 [Ob, Cl, Fg]、木管四重奏 [Fl, Ob, Cl, Fg]、木管五重奏 [Fl, Ob, Cl, Hr, Fg]、木管八重奏 [2 Ob, 2 Cl, 2 Hr, 2 Fg]、金管四重奏、金管五重奏、金管六重奏、金管八重奏、金管十重奏、打楽器合奏

Fl, Sx, Tb, Euph, Tu については同種楽器による編成が認められる場合がある。希望する場合は室内楽教員室に申し出ること。

③ ピアノと弦楽器 [Vn, Va, Vc, Cb] による混合編成

ピアノ三重奏 [Pf, Vn, Vc]・ピアノ四重奏 [Pf, Vn, Va, Vc]・ピアノ五重奏 [Pf, 2 Vn, Va, Vc または Pf, Vn, Va, Vc, Cb]

④ ピアノ・管楽器・弦楽器を含む混合編成

[Pf, Cl, Va]、[Pf, Cl, Vn]、[Pf, Cl, Vc]、[Pf, Hr, Vn]、[Fl, Va, Hp]、[Fl, Vn, Hp]、[Fl, Vc, Hp] [Vn, Vc, Hp]、[Pf, Cl, Vn, Vc]、[Pf, Fl, Ob, Cl, Fg]、[Pf, Fl, Ob, Cl, Fg, Hr]

○曲目

(1) 室内楽Ⅱ①弦楽器による編成のうち、弦楽四重奏

Haydn：全曲、Mozart：ハイドンセット6曲 (K.387, 421, 428, 458, 464, 465)、Beethoven：op.18の6曲の中から選択すること。

(2) 室内楽Ⅱ①弦楽器による編成のうち、弦楽三重奏、コントラバス四重奏、および室内楽Ⅱ②管打楽器による編

成、並びに室内楽Ⅲ、Ⅳ
曲目は自由。

○履修方法等

- (1) Ⅱ→Ⅲ→Ⅳと段階的に履修すること（同一年度に重複して履修することはできない）。
- (2) 同一グループに異なる科目（Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）を履修する学生が混在してもよい。

4-4. ソルフェージュ

各科（専攻）のカリキュラムに従い、必修科目（ソルフェージュ A）あるいは選択科目（ソルフェージュ B）に区分される。（邦楽科、音楽環境創造科を除く）

○ソルフェージュ基礎

- (1) 1年次前期は「基礎」を履修すること（音楽環境創造科を除く）。4月にクラス分け試験を行う。
- (2) 学期末の「基礎修了認定試験」に合格した場合のみ、次の学期以降に「展開」の履修が認められる。

○ソルフェージュ展開

- (1) 「応用ソルフェージュ」「器楽ソルフェージュ」「声楽ソルフェージュ」「鍵盤ソルフェージュ」の4クラスが開設されている。原則として、以下のとおり履修すること。

専攻	科目	
作曲・ピアノ・指揮・楽理	応用ソルフェージュ	器楽ソルフェージュ
		鍵盤ソルフェージュ
声楽	応用ソルフェージュ	声楽ソルフェージュ
器楽（ピアノ以外）	応用ソルフェージュ	器楽ソルフェージュ

- (2) 「鍵盤ソルフェージュ」および「器楽ソルフェージュ」をピアノで履修することを希望する学生は一定以上のピアノ技術は勿論のこと、初見能力、アンサンブルに対する即応力、「鍵盤ソルフェージュ」では加えてスコアリーディング、通奏低音による和声付け、キーボードハーモニー、移調奏等に関する能力も必要となることを考慮のうえ、選択すること。

○邦楽科学生のためのソルフェージュ

- (1) 「ソルフェージュC-a」「ソルフェージュC-b」が開設されている。
- (2) 「ソルフェージュC-b」は、「ソルフェージュC-a」の単位修得後に履修が認められる。
- (3) クラス分け試験の結果により、「ソルフェージュA」または「ソルフェージュB」にクラス分けされることがある。
- (4) 教員免許状の取得を希望する場合は、「ソルフェージュC-aまたはA」「ソルフェージュC-bまたはB」の2科目、計8単位を修得する必要がある。

○音楽環境創造科学生のためのソルフェージュ

- (1) 「ソルフェージュ（音楽基礎演習A）」「ソルフェージュ（音楽基礎演習B）」が開設されている。
- (2) 以下のいずれかを満たす場合「ソルフェージュ（音楽基礎演習AまたはB）」の履修が認められる。
 - ① 1年次のクラス分け試験で「上級」と判定された場合
 - ② 「音楽基礎演習（中級）」の単位を修得している場合
- (3) 同じ年度にA、Bの両方を履修することも可能である。

- (4) 複数年度にわたって単位修得する場合、A、Bの順番は問わない。(A→A、A→B、B→A、B→B、いずれも可能とする)
- (5) 教員免許状の取得を希望する場合は、「ソルフェージュ（音楽基礎演習AまたはB）」を計4単位修得すること。

○その他

自由科目として「古楽ソルフェージュ」「現代音楽ソルフェージュ」「即興演奏ソルフェージュ」の3クラスが開設されている。

4-5. 和声

○授業科目および履修方法等

- (1) 授業科目、履修方法・条件等については下表を参照すること。
- (2) 初級→中級→上級、A→Bと段階的に履修すること。(指揮科・楽理科は中級→上級と段階的に履修すること)
- (3) 異なるクラスを同一年度に履修することはできない。
- (4) 選択科目・自由科目として履修を希望する者は、作曲科の実施する認定試験に合格した場合のみ履修が認められる(ただし、楽理科の中級履修希望者には認定試験を課さない)。履修希望年度の4月に履修希望申請を行うこと(申請期間は3月末～4月初旬頃掲示により周知する。申請期間終了後の申請は一切受け付けない)。なお、翌年度以降に再履修する場合には、再度認定試験を受験し合格する必要がある。
- (5) 必修科目、選択科目、自由科目にかかわらず、全てのクラスは作曲科が4月に指定する。

科・専攻	授業科目		年次	認定試験	履修方法等
声 楽	和 声	初級	1		
		中級	2	○	
		上級	3～	○	
ピ ア ノ 弦 楽	和 声	初級 あるいはA	1		A・Bは作曲科が指定する者のみ履修可。
		中級 あるいはB	2	○	
		上級	3～	○	
管 打 楽	和 声	初級 あるいはA	1		A・Bは作曲科が指定する者のみ履修可。
		中級 あるいはB	2	○	
		上級	3～	○	
オルガン 古 楽	和 声	初級	1		
		中級	2		
		上級	3～	○	
指 揮	和 声	中級	1		
		上級	2		

邦 楽	西洋音楽論	I	2	○	「ソルフェージュ C-a」の単位修得後、認定試験（楽典、和声ピアノ視奏）に合格した者のみ履修可。「和声初級」を履修すること。ただし、ソルフェージュ A またはソルフェージュ B の履修が認められた者については、1 年次より認定試験の受験が認められる。
		II	3	○	和声中級、管弦楽概論の中からいずれか 1 科目を履修すること。
	和 声	上級	4	○	
楽 理	和 声	中級	1		
		上級	2～	○	全科の履修希望者が「和声上級」の定員（20名）を超えた場合、認定試験を課す。
音楽環境創造	和 声	初級	2	○	「音楽基礎演習」の単位修得後、認定試験（楽典、和声ピアノ視奏）に合格した者のみ履修可。
		中級	3	○	
		上級	4	○	

4-6. 副科実技

「副科ピアノⅠ」（必修科目）、「副科ピアノⅡ」（選択または自由科目）、「ピアノ以外の副科実技」（必修、選択または自由科目）が開設されている。「副科ピアノⅡ」「ピアノ以外の副科実技」の履修を希望する学生は、毎年度指定された期間（学事暦および掲示を参照）に履修希望申請を行うこと。

○副科ピアノ

- (1) 試験での演奏曲目につき、以下のとおり A～F までの 6 つのグループが設けられている。グループ A は必ず初年度に履修するものとし、その他のグループについては適宜履修すること。ただし、6 つのグループの履修を終えるまで、同一グループを重複して履修することはできない。演奏曲目および履修上の注意事項については、年度初めの告知を確認すること。試験では、グループ A を除き暗譜で演奏すること。
 - A) 声楽または器楽の伴奏（中学・高校教材程度以上のもの）
 - B) エチュード
 - C) バロックの作品
 - D) 古典派の作品
 - E) ロマン派の作品
 - F) 近・現代の作品
- (2) 「副科ピアノⅠ」の単位を所定の年次内に修得できない場合は、引き続き次の学期に履修を続けること。
- (3) 「副科ピアノⅡ」の履修については、以下のとおりとする。
 - ① 「副科ピアノⅠ」の所定の単位を修得した者と、声楽科・オルガン専攻・古楽専攻・邦楽科（教員免許状取得希望者に限る）・楽理科・音楽環境創造科の学生の履修が認められる。古楽専攻・邦楽科・楽理科（入試において副科実技をピアノで受験した者は除く）・音楽環境創造科の学生に対してはオーディションを行い、合格した場合のみ履修が認められる。
 - ② 出席不良、期末試験の未受験、不合格であった場合は、以後の履修を認めない。ただし休学の場合は除く。
 - ③ 履修の取り消しを希望する場合は、前期にあつては新年度授業開始後 1 週間以内に、後期にあつては後期履修登録期間中に副科ピアノ担当教員の承認を得たうえで、所定の手続きを行うこと。
 - ④ 1 年を超えて履修を中断した場合は、以後の履修を認めない。（半期または 1 年間の中断は可能。休学の場合は除く。）

○ピアノ以外の副科実技

(1) 開設科目

科 目		科 目		科 目		科 目	
声 楽	独唱 合唱	管 打 楽 器	フルート オーボエ クラリネット ファゴット サクソフォーン ホルン トランペット トロンボーン ユーフォニアム チューバ 打楽器	邦 楽	長唄三味線 常磐津三味線 清元三味線 長唄 常磐津 清元 邦楽囃子（小鼓） 邦楽囃子（大鼓） 邦楽囃子（太鼓） 邦楽囃子（笛） 箏曲（山田流） 箏曲（生田流）	邦 楽	尺八 能楽（観世流） 能楽（宝生流） 能楽囃子（小鼓） 能楽囃子（大鼓） 能楽囃子（太鼓） 能楽囃子（笛） 能楽狂言 日本舞踊 雅楽（笙） 雅楽（篳篥） 雅楽（龍笛）
			鍵盤 楽 器		オルガン		古 楽
弦 楽 器	ヴァイオリン ヴィオラ チェロ コントラバス ハープ						

指揮	指揮法概論（集中）
	副科指揮法（通年）

※教員免許状取得志望者（指揮科を除く）は、「指揮法概論」または「副科指揮法」のいずれか1科目を必ず履修すること。

(2) 初級

- ① 原則としてグループレッスンにより授業を行う。
- ② 開講科目（楽器等）は年度ごとに異なるため、履修希望申請期間（学事暦および掲示を参照）に確認すること。
- ③ 「合唱」「独唱」は教員免許状取得志望者および作曲科・指揮科の学生で選択科目として履修する者以外の履修はできない。

(3) 中級

- ① 原則として個人レッスンにより授業を行う。
- ② 原則として初級の単位修得後、試験・オーディション等に合格した者のみ履修できる。

(4) 履修方法等

- ① 1年次は履修できない。（「合唱」、「指揮法」を除く）
- ② 開講科目（楽器等）によっては年度により開講しないもの、履修者数を制限するもの等があるため、履修希望申請期間（学事暦および掲示を参照）に確認すること。
- ③ 開講科目（楽器等）によってはガイダンス（面接）等を行う。このガイダンス等に出席しない者の履修は認めない。
- ④ 1年間に履修できる科目は、声楽科・器楽科の学生は1科目、作曲科・指揮科・邦楽科・楽理科・音楽環境創造科の学生は2科目までとする。ただし、教職科目として履修する「独唱」「合唱」「指揮法」は、この履修科目数に加えない。

- ⑤ 履修希望申請期間後の取り消しは認めない。やむを得ない理由により取り消しを希望する場合は、すみやかに教務係に届け出ること。新年度授業開始後の取り消しは一切認めない。取り消しの手続きをせずに履修を放棄した場合（期末試験の未受験等を含む）、当該楽器等の副科実技の以後の履修は認めない。（「独唱初級」を除く）

4-7. その他

○楽理科開設実技科目

- (1) 「西洋古楽演奏Ⅰ」「西洋古楽演奏Ⅱ」「ガムラン演奏Ⅰ」「ガムラン演奏Ⅱ」「東洋音楽演奏Ⅰ（奇）」「東洋音楽演奏Ⅱ（偶）」が開設されている。

※「(奇) および (偶)」は奇数または偶数年度（西暦）に開講する授業を示す。

- (2) 履修希望者多数の場合は、楽理科の学生が優先される。

5. 共通科目の授業内容、履修方法等

5-1. 教養科目

教養科目は、一般教養科目と専門基礎科目で構成されている。両科目のうちから、できるだけ広い分野にわたり16単位以上を修得すること。（楽理科、音楽環境創造科はそれぞれのカリキュラムに従って修得すること）

- (1) 各科（専攻）のカリキュラムにて必修または選択科目に指定されている科目もある。
- (2) 各科（専攻）のカリキュラムにて定められた単位数を超過して修得した単位は、自由科目の単位として認められる。
- (3) 開設科目および授業内容は、授業時間割表およびシラバスで確認すること。なお、毎年開講しない科目、履修者数に制限を設けている科目もある。

○一般教養科目

- (1) 一般教養科目は、専門科目や実技レッスンと並行して、芸術感覚、歴史感覚、国際感覚、社会感覚を培い、人間に対する洞察力を養い、人間と文化を総合的にとらえる眼を育てることを目的とする科目である。

○専門基礎科目

- (1) 専門基礎科目は、専門教育の基礎となる授業科目で、専門に直接関連のある基礎知識や理論、技法等を学ぶことにより、専門教育の糧となることを目的とする科目である。
- (2) 「音楽分析」「管弦楽概論」「対位法」の履修条件については、下表を参照すること。なお、いずれの科目も作曲科学生の履修は不可。

科 目	履 修 条 件 等
音 楽 分 析	「和声中級」あるいは「和声 A」の単位を修得した者に限る。
管弦楽概論	指揮科・楽理科以外の学生は、「和声初級」の単位を修得した者あるいは「和声 A」を履修する者に限る。
対 位 法	「和声中級」あるいは「和声 A」の単位を修得した者に限る。

5-2. 外国語科目（言語・音声トレーニングセンター開設科目を含む）、国語（古文）

外国語科目は、言語の習得を通じて様々な形での教養を身につけることを目的として開設されている共通科目である。なお、各科（専攻）別に履修方法・卒業要件単位数等が異なるため、注意すること。

○履修方法・原則

(1) 英語

- ① 「英語初級」は、I→IIの順番に履修されなくてはならない。I・II両方の単位を修得することにより卒業要件単位として認められる。（II→Iの順番に履修することはできない。ただし、後期にI、翌年度以降の前期にIIをこの順番に履修することは可能である）
- ② 「英語中級」は、I→IIの順番に履修されなくてはならない。I・II両方の単位を修得することにより卒業要件単位として認められる。（II→Iの順番に履修することはできない。ただし、後期にI、翌年度以降の前期にIIをこの順番に履修することは可能である。なお、「英語初級」を履修せずに「英語中級」を履修することは可能とする。「英語初級」と「英語中級」を同時に履修することも妨げない）
- ③ 「英語上級Ⅰ」および「英語上級Ⅱ」の履修には、「英語中級Ⅰ・Ⅱ」の2単位をあらかじめ修得していることが必要とされる（ただし、楽理科・音楽環境創造科の履修条件はこれに従わない）。「英語上級」の履修に際し、I、IIの順番は問わない。
- ④ 「英語演習Ⅰ」および「英語演習Ⅱ」の履修には、「英語上級Ⅰ・Ⅱ」の2単位をあらかじめ修得していることが必要とされるが、担当教員の履修許可を得た場合はこの限りではない。「演習」とはゼミ形式の授業であり、高度な英語のレベルが必要とされるが、内容に関心がある者の受講を妨げないものとする。

※卒業要件単位として認められる単位については、別表①および②を参照すること。

※履修計画を立てる際に、必ず英語履修のモデルケースを参照すること。

※反復履修が可能な科目は「英語演習」のみであり、同一クラス名の授業を反復履修した場合でも、単位加算することができる。ただし、それぞれ2単位を限度とする。

※以上の原則の下、クラス選択は自由であるが、履修希望者が多いクラスは何らかの方法により選抜することもあるため、掲示連絡等に十分注意すること。

(2) 独・仏・伊・露・ラテン語・スペイン語・韓国語

- ① 履修は、原則として初級→中級Ⅰ・Ⅱ→上級Ⅰ・Ⅱと段階的に行うものとする。なお、中級と上級はそれぞれ「II→I」という順で履修することを妨げないが、履修が複数年度にまたがること、また中級Ⅰ、上級Ⅰの内容はそれぞれ初級、中級の継続という性格があることから、Iを先に履修することを勧める。
- ② 初級は原則として1年次より履修すること。
また独・仏・伊・露語の初級は、同一クラス名（A、B、C…）による授業を、計週2回セットで履修すること。
- ③ 中級および上級はそれぞれ初級・中級の単位を修得した者、および当該科目の担当教員が履修に相当する実力を持っていると認め、許可された者でなければ履修できない。
- ④ スペイン語の初級、韓国語の初級は、I・II両方の単位を修得することにより卒業要件単位として認められる。

※卒業要件単位として認められる単位については、別表①および②を参照すること。

※独・仏・伊・露・スペイン語の中級Ⅰ、中級Ⅱ、上級Ⅰ、上級Ⅱは、同一クラス名の授業を反復履修した場合でも、単位加算することができる。ただし、中級Ⅰ、中級Ⅱ、上級Ⅰ、上級Ⅱそれぞれ2単位を限度とする。

○「言語・音声トレーニングセンター」開設科目

言語・音声トレーニングセンターは、実用的な運用能力を重視した外国語教育を行う全学組織であり、芸術分野の国際舞台での活躍に必須の語学力を獲得するための授業、個人指導、集中講座等を開講している。

- ① 言語・音声トレーニングセンター開設科目の単位を修得した場合は、学部の外国語科目の単位として認定する。ただし、卒業要件単位として認められる単位数には上限がある。
- ② 履修は原則として、中級Ⅰ・Ⅱ → 上級Ⅰ・Ⅱ → 演習Ⅰ・Ⅱ と段階的に行うものとする。同名科目の「Ⅰ」を履修せずに「Ⅱ」を履修すること、また「中級」を履修せずに「上級」、「上級」を履修せずに「演習」科目を履修することも可能ではあるが、担当教員が履修に相当する実力を持っていると認め、許可された者でなければ履修できない。

※卒業要件単位として認められる単位については、別表①および②を参照すること。

別表① 各科・専攻別の卒業要件

科・専攻	科 目	卒業要件 単 位	条 件 等
作曲 管打楽	英・独・仏より1ヶ国語を選択し、計8単位を修得。	8	
ピアノ オルガン 指揮	英・独・仏・伊より2ヶ国語を選択し、計8単位を修得。	8	2ヶ国語を選択し、単位数を満たすこと。1ヶ国語だけで単位数を満たすことは認めない。
古 楽	英・独・仏・伊より2ヶ国語を選択し、計10単位を修得。	10	
弦 楽	英・独・仏・伊より2ヶ国語以内を選択し、計8単位を修得	8	
邦 楽	英・独・仏・韓・国語（古文）より2ヶ国語以内を選択し、計8単位を修得。	8	修得した「古典文献研究法Ⅰ」「古典文献研究法Ⅱ」（各2単位）の単位を、それぞれ国語（古文）（各1単位）として振り替えることができる。
声 楽	Ⅰ 独・仏・伊・英より1ヶ国語を選択し、計12単位を修得。 Ⅱ Ⅰで選択した以外の言語を選択し、計4単位を修得。 ※独・仏・伊・英・露・ラテン・スペイン	16	外国語科目Ⅰで独・仏・伊を選択する場合は、初級4単位・中級4単位・上級4単位の計12単位を修得すること。
楽 理	Ⅰ 独・仏・伊より1ヶ国語を選択し、計10単位を修得。 Ⅱ Ⅰで選択した以外の言語を選択し、計4単位を修得。 ※英・独・仏・伊・露・国語（古文）・韓・ラテン・スペイン	14	○ 外国語Ⅱは、2ヶ国語以上を選択して単位数を満たすことも可能。 ○ 英語の履修は、「英語上級Ⅰ、Ⅱ」「英語演習」から選択すること。 ○ 国語（古文）は、邦楽科専門科目として開設している授業を履修すること。 ○ 入学試験時に英語以外の科目で受験した者は、楽理科教員室に相談のうえ、履修計画を立てること。
音楽環境 創 造	外国語科目	8	「英語初級Ⅰ・Ⅱ」および「英語中級Ⅰ・Ⅱ」は履修対象外とする。

※上表の卒業要件単位数を超えて修得した単位については、各科（専攻）のカリキュラムに従い、選択科目または自由科目の単位として認められる。

別表② 卒業要件単位として認められる単位の上限

語学	レベル	音楽学部・美術学部開設科目		言語・音声トレーニングセンター開設科目		卒業要件単位として認められる 上限単位数 (①+②)
		科目名	卒業要件単位として認められる 上限単位数 (①)	科目名	卒業要件単位として認められる 上限単位数 (②)	
英語	初級	英語初級Ⅰ・Ⅱ	計2単位 (注1)			計2単位 (注2)
	中級	英語中級Ⅰ・Ⅱ	計2単位 (注1)	・英語会話(中級)Ⅰ・Ⅱ ・実用英語(中級)Ⅰ・Ⅱ	計2単位まで (注3)	計2単位まで (注2)
	上級	英語上級Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ・Ⅱ各4単位 まで	・英語作文(上級)Ⅰ・Ⅱ ・英語会話(上級)Ⅰ・Ⅱ ・実用英語(上級)Ⅰ・Ⅱ ・英語アカデミック・スキル (上級)Ⅰ・Ⅱ ・英語ディスカッション (上級)Ⅰ・Ⅱ ・英語プレゼンテーション (上級)Ⅰ・Ⅱ	計2単位まで (注3・4)	計8単位まで
	演習	英語演習Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ・Ⅱ各6単位 まで	・英語作文(演習)Ⅰ・Ⅱ ・実用英語(演習)Ⅰ・Ⅱ ・英語アカデミック・スキル (演習)Ⅰ・Ⅱ	計2単位まで (注3・4)	計12単位まで
独語	初級	独語初級	4単位			4単位
	中級	独語中級Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ・Ⅱ各2単位 まで	・独語会話(中級)Ⅰ・Ⅱ ・実用ドイツ語(中級)Ⅰ・Ⅱ ・独語作文(中級)Ⅰ・Ⅱ	計2単位まで (注3・4)	計4単位まで
	上級	独語上級Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ・Ⅱ各4単位 まで	・独語会話(上級)Ⅰ・Ⅱ ・実用ドイツ語(上級)Ⅰ・Ⅱ ・ドイツ語歌詞演習 (上級)Ⅰ・Ⅱ ・独語アカデミック・スキル (上級)Ⅰ・Ⅱ	計2単位まで (注3・4)	計8単位まで
仏語	初級	仏語初級	4単位			4単位
	中級	仏語中級Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ・Ⅱ各2単位 まで	・仏語会話(中級)Ⅰ・Ⅱ	計2単位まで (注3・4)	計4単位まで
	上級	仏語上級Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ・Ⅱ各4単位 まで	・実用フランス語 (上級)Ⅰ・Ⅱ	計2単位まで (注3・4)	計8単位まで
伊語	初級	伊語初級	4単位			4単位
	中級	伊語中級Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ・Ⅱ各2単位 まで	・伊語会話(中級)Ⅰ・Ⅱ	計2単位まで (注3・4)	計4単位まで
	上級	伊語上級Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ・Ⅱ各4単位 まで	・実用イタリア語 (上級)Ⅰ・Ⅱ	計2単位まで (注3・4)	計8単位まで
露語	初級	露語初級	4単位			4単位
	中級	露語中級Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ・Ⅱ各2単位 まで			計4単位まで
	上級	露語上級Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ・Ⅱ各4単位 まで			計8単位まで
スペイン語	初級	スペイン語初級 Ⅰ・Ⅱ	計2単位 (注1)			計2単位
	中級	スペイン語中級 Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ・Ⅱ各2単位 まで			計4単位まで
韓国語	初級	韓国語初級Ⅰ・Ⅱ	計2単位 (注1)			計2単位
ラテン語		ラテン語	2単位			2単位
国語 (古文)		古典文献研究法 Ⅰ・Ⅱ	別表①参照			別表①参照

(注1) 英語の初級および中級、スペイン語の初級、韓国語の初級は、Ⅰ・Ⅱ両方の単位を修得することにより卒業要件単位として認められる。

(注2) 楽理科、音楽環境創造科は英語の初級および中級レベルの科目を卒業要件単位として認めない。

(注3) 言語・音声トレーニングセンター開設の英・独・仏・伊語科目は、各語学・レベルにつき計2単位まで卒業要件単位として認められる。なお、Ⅰ・Ⅱの区別はしない。

(注4) 楽理科は「外国語科目Ⅱ」の単位として、音楽環境創造科は「外国語科目」の単位として、言語・音声トレーニングセンター開設の英・独・仏・伊語科目から計4科目(4単位)まで卒業要件単位として認められる。

5-3. 保健体育科目

- (1) 「体育Ⅰ」「体育Ⅱ」が開設されており、球技、体操、ダンス、剣道等のクラスに分かれている。
- (2) 教員免許取得希望者は、「体育Ⅰ」を必ず単位修得すること。
- (3) 「体育Ⅱ」は「体育Ⅰ」の単位を修得した者のみ履修が認められる。
- (4) 履修希望者が多い場合は抽選を行う。履修クラスが決まってから履修登録を行うこと。
- (5) 履修希望者は体育ホームページ (<https://taiiku.geidai.ac.jp/>) を参照すること。

6. その他の科目の授業内容、履修方法等

6-1. 留学生特別科目

外国人留学生のために、留学生特別科目として、学部から大学院博士課程までを通じ、「日本語入門」「日本語初級」「日本語中級」「日本事情」の各科目を開設する。

留学生特別科目を履修した場合には、以下のとおり取り扱う。

- (1) 「日本事情」を履修した場合には、4単位を上限に教養科目の単位として認定することができる。
- (2) 「日本語初級」「日本語中級」を履修した場合には、下表の単位数を上限に外国語科目の単位として認定することができる。

科・専攻	認定可能上限 単位数	備 考
作曲 管打楽	8単位	8単位すべてを「日本語初級」「日本語中級」により修得すること。
ピアノ オルガン 指揮	6単位まで	
古楽 弦楽 邦楽 音楽環境創造	8単位まで	
声乐	外国語Ⅱで4単位	外国語Ⅱの4単位すべてを「日本語初級」「日本語中級」により修得すること。
楽理	外国語Ⅱで4単位まで	

6-2. 教職に関する科目

「10. 教職課程」(44ページ)を参照

6-3. 博物館学課程に関する科目

「11. 博物館学課程(学芸員資格)」(53ページ)を参照

6-4. 美術学部開設科目

授業時間割表を参照

6-5. 各センター開設科目

「外国語科目（言語・音声トレーニングセンター開設科目を含む）、国語（古文）」（13ページ）を参照

演奏芸術センター、芸術情報センター、社会連携センター、教養教育センター、グローバルサポートセンター、未来創造継承センターおよびキュレーション教育研究センター開設科目については授業時間割表を参照。

6-6. 他大学開設科目

掲示等を参照

7. 留学に係る履修上の特例

（平成26年10月23日 教務委員会決定）

通年授業の単位分割について

年度途中で休学のうえ留学するとき、下記の条件を満たす場合に限り、特例として、通年の授業でも半期ずつの単位（本来の単位数の半分）が認められる（2015年度より）。

- ① 単位分割が認められる場合：
 - a. その外国の正規の学校制度による大学・大学院又は、それらに相当すると認められている音楽院の課程に在学する場合。
 - b. 外国において特定の教育機関に在学せず、教師に個人的に師事する場合で、音楽の実技の指導を受けることが確実に証明でき、かつ当該科（専攻）部会によって教育上有効と認められた場合。
- ② 休学の開始、及び復学の時期：

半期授業の所要出席数を十分に満たすことのできる時期であること。
- ③ 当該科目の担当教員より、前期の合格相当の成績評価を得られること。
- ④ 休学申請書提出時に必要な書類：
 - a. 受け入れ機関が発行する受け入れ証明書。留学期間や資格等を明記したもの。
 - b. 受け入れ教師による受け入れ証明書。留学期間等を明記したもの。
 - c. 留学による休学に伴う通年授業の単位分割申請書。
- ⑤ 復学申請書提出時に必要な書類：
 - a. その教育機関に在学していたことを証明する資料：在学証明書、成績証明書、学生証、成績表（票）、履修票（指導教員の受講サインがあるもの）等。場合によっては授業納入済証等でよい。学位を取得したり、卒業・修了の資格を取得している必要はない。
 - b. その教師に実質的に師事したことを証明する資料：教師が作成した指導内容、成果、評価等に関する証明書（指導教師のサインがあるもの）。
 - ・資料原本は、教務係においてコピーを取った上、返却する。
 - c. 復学に伴う通年授業の単位分割申請書。
- ⑥ 復学後の注意事項：

上記授業が修了要件授業である場合、後期では同じ授業科目の後半期を履修しなければならない。ただし、もしそれが開設されていない場合には、それに相当する授業の後半期を履修しなければならない。

8. 他大学等において修得した単位の認定

○単位認定の基準

一般教養科目	16単位までを認定する。ただし本学の専門科目、専門基礎科目に該当するとみなされる科目は原則的に認定されない
外国語科目	1ヶ国語に限り、下記別表の単位数を上限に認定する。認定された単位は、本学で当該科目を履修したものと同等とみなされる。その上で各専攻が設定する外国語科目履修の規則に従う。
保健体育科目	卒業要件に保健体育が含まれる専攻の学生に限り認定する。 理論・実技の区分のある場合、両方の単位を修得（併せて2単位以上修得）していれば、「体育Ⅰ（2単位）」の単位として認定する。理論・実技の区分のない場合、2単位以上修得していれば、「体育Ⅰ（2単位）」の単位として認定する。ただし、理論のみ・実技のみの場合は認定しないため、教職課程に必要な科目としては、「体育Ⅰ」を履修すること。

(別表) 外国語科目について

科・専攻	認定できる最大単位数
作曲・管打楽	英・独・仏のいずれか1ヶ国語で8単位
ピアノ・オルガン・指揮	英・独・仏・伊のいずれか1ヶ国語で6単位
弦楽・古楽	英・独・仏・伊のいずれか1ヶ国語で8単位
邦楽	以下①または②のいずれか1つ ①英・独・仏のいずれか1ヶ国語で8単位 ②韓・国語（古文）のいずれか1ヶ国語で2単位
声乐	以下①～③のいずれか1つ ①独・仏・伊・英のいずれか1ヶ国語で12単位 ②露・スペインのいずれか1ヶ国語で4単位 ③ラテン語で2単位
楽理	以下①～③のいずれか1つ ①独・仏・伊のいずれか1ヶ国語で10単位 ②英・露・スペインのいずれか1ヶ国語で4単位 ③国語（古文）・韓・ラテンのいずれか1ヶ国語で2単位
音楽環境創造	以下①～④のいずれか1つ、かつ、一般教養科目と合計24単位まで ①英・独・仏・伊のいずれか1ヶ国語で12単位 ②露語で8単位 ③スペイン語で4単位 ④国語（古文）・韓・ラテンのいずれか1ヶ国語で2単位

※楽理科・音楽環境創造科の外国語科目は語学レベルを確認のうえ認定する。

○単位認定の申請

定められた期日までに、所定の申請書に他大学等の「単位修得成績証明書」を添付して、教務係に提出すること。

単位認定された授業科目を本学で再履修しても卒業要件単位として認められないため、注意すること。

声楽科、楽理科の学生については、単位認定を行うと早期卒業の要件を満たさなくなる可能性が高いため、早期卒業を希望する学生は注意すること。

9. 各科（専攻）別教育課程（カリキュラム）

○ 作曲科作曲専攻

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数		
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計	
必修科目	作曲実技Ⅰ	二重奏曲	8								8		70	
		室内楽曲			8						8			
		声楽作品					4				4			
		管弦楽曲							4		4			
		卒業作品							8		8			
		学内演奏							2		2			
	作豊技Ⅱ	和声	4								4			
		フーガ			4						4			
		厳格対位法とフーガ	4								4			
	作曲理論	楽曲解析	4								4			
		管弦楽法（実習）			4						4			
		作曲・音楽制作ソフトウェア概論	4								4			
	副科ピアノⅠ	1	1	1	1					4				
	ソルフェージュA	2	2	2	2					8				
	専門科目	作曲研究（注1）	和声研究（注2）							4		12		
フーガ研究（注2）									4					
コンピュータの援用									4					
管弦楽法（分析）									4					
楽曲研究									4					
現代音楽技法									4					
音楽と言語					4									
選択科目		副科ピアノⅡ（注3）					1	1	1	1	30			
		ソルフェージュB					2	2	2	2				
		外国語Ⅱ（注4）					2～8							
選択科目	西洋音楽史	4								18				
	副科指揮法							2						
	副科独唱			2										
	副科合唱					2								
	副科弦楽器（注5）					2～6								
	副科管楽器（注5）					2～6								
	副科打楽器（注5）					2～6								
副科邦楽					2～6									
共通科目	教養科目	一般教養科目			16						16		24	
		専門基礎科目												
	外国語科目			8						8				

（注1）作曲研究「音楽と言語」は2年次の履修を推奨する。

（注2）和声研究・フーガ研究は、当該科目担当教員と相談のうえ、3、4年次において各年度にどちらか一つを選択履修できる。

（注3）副科ピアノ、副科オルガン、副科チェンバロのうち、同一学年上では1楽器を選択（複数選択不可）すること。

（注4）「外国語Ⅱ」は「外国語科目」で選択した語学以外の外国語科目（複数可）を選択すること。

（注5）同一楽器では初・中級の4単位まで履修できる。

○ 作曲科エクリチュール専攻

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数					
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計				
専門科目	必修科目	作曲実技Ⅰ	様式和声による二重奏曲		8						8		70				
			対位法的様式による三～四重奏曲				8				8						
			声楽作品 (指定されたテキストによるピアノ伴奏歌曲)						4							8	
			声楽作品 (対位法的合唱作品)						4								
			卒業作品 (与えられた主題によるピアノ五重奏曲(フーガを含む))								8					8	
			学内演奏(自由作品)								2					2	
		演奏技	和声		4								4				
			フーガ				4						4				
		作曲理論	厳格対位法とフーガ		4								4				
			楽曲解析		4								4				
	管弦楽法(実習)						4				4						
	作曲・音楽制作ソフトウェア概論		4								4						
	副科ピアノⅠ		1	1	1	1					4						
	ソルフェージュA		2	2	2	2					8						
	選択科目	作曲研究(注1)	コンピュータの援用						4				12				
			管弦楽法(分析)						4								
			楽曲研究						4								
			現代音楽技法						4								
			音楽と言語				4										
		副科ピアノⅡ(注2)						1	1	1	1						
ソルフェージュB						2	2	2	2								
外国語Ⅱ(注3)						2～8											
西洋音楽史		4															
副科指揮法								2									
副科独唱				2						18							
副科合唱						2											
副科弦楽器(注4)						2～6											
副科管楽器(注4)						2～6											
副科打楽器(注4)						2～6											
副科邦楽						2～6											
共通科目	教養科目	一般教養科目				16				16		24					
		専門基礎科目															
	外国語科目						8				8						

(注1) 作曲研究「音楽と言語」は2年次の履修を推奨する。

(注2) 副科ピアノ、副科オルガン、副科チェンバロのうち、同一学年上では1楽器を選択(複数選択不可)すること。

(注3) 「外国語Ⅱ」は「外国語科目」で選択した語学以外の外国語科目(複数可)を選択すること。

(注4) 同一楽器では初・中級の4単位まで履修できる。

○ 声楽科

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計	
専 門 科 目	必 修 科 目	声楽実技（注1）	I 8	II 8	III-1 4	III-2 4	IV-1 4	IV-2 4		32	64	124	
		合唱	I 4	II 4	III 4					12			
		卒業演奏（注1）							4	4			
		学内演奏					2			2			
		ソルフェージュA	2	2	2	2				8			
		器楽実習（注2）		2						2			
		理論Ⅰ（和声初級）	4							4			
	選 択 科 目	声楽アンサンブルA（室内合唱A）							4		28		28
		声楽アンサンブルB（室内合唱B）							4				
		オペラ基礎演技			4								
		オペラ実習Ⅰ・Ⅱ（注3）					4		4				
		声楽演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ（注4）※			2～16								
		声楽実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ（注5）※			2～8								
		ボディ・テクニク						2					
		古典舞踏			2								
		舞台語発音						4					
		副科実技					8						
		理論Ⅱ（注6）					8						
		ソルフェージュB					2	2	2	2			
共 通 科 目	教 養 科 目	一般教養科目（注7）									16	32	
		専門基礎科目（注8）											
	外 国 語 科 目	外国語科目Ⅰ					12				16		
		外国語科目Ⅱ	4										

（注1）早期卒業希望の認定を受けた者は、4年次の「声楽実技」を「声楽演習」に読み替えて3年次に8単位履修することとする。この場合の声楽演習科目の履修に関しては、指導教員が指示する。

また、4年次の「卒業演奏」は、3年次に履修すること。

（注2）必修器楽実習は副科実技（鍵盤楽器、弦楽器、管打楽器、古楽）を履修すること。また、副科ピアノを履修しても良い。その場合は「副科ピアノⅡ」を履修すること。

（注3）「オペラ実習Ⅰ・Ⅱ」は「オペラ基礎演技」の単位修得者のみ履修可。「オペラ実習Ⅰ」は3年次に、「オペラ実習Ⅱ」は4年次に履修する。

（注4）「声楽演習Ⅰ」はフランス歌曲、「声楽演習Ⅱ」はスペイン歌曲、「声楽演習Ⅲ」はロシア歌曲、「声楽演習Ⅳ」はドイツ歌曲の各演習である。開講年度に注意して履修すること。

（注5）「声楽実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」は「コレペティツィオン」を指す。開講年度に注意して履修すること。

※声楽演習、声楽実習の履修は、2回まで同一クラスの履修を単位加算できる。

（注6）「理論Ⅱ」は「和声中級」の他、「和声上級」「管弦楽概論」「対位法」を指す。

（注7）「音声学」を履修することが望ましい。

（注8）「音楽史（西洋音楽史Ⅰ・Ⅱ／日本・東洋音楽史Ⅰ・Ⅱ）」、「オペラ史」および「声楽史」を履修することが望ましい。

○ 器楽科 (ピアノ専攻)

教育課程 (カリキュラム) 修得単位年次表

区分	授業科目	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計	
専門科目	必修科目	ピアノ実技 (含演奏理論・楽曲分析)	I	12	II	12	III	12	IV	12	48	92	124
		学内演奏					2				2		
		卒業演奏							4		4		
		合奏 I (集中)		2							2		
		伴奏 I-1	1	1							2		
		西洋音楽史			4						4		
		和声初級/和声 A		4							4		
		和声中級/和声 B				4					4		
		対位法						4			4		
		音楽分析						4			4		
		鍵盤音楽史					4				4		
		古典舞踏						2			2		
		管弦楽概論						4			4		
		ソルフェージュ A	2	2							4		
専門科目	選択科目	合奏 II (集中)				2					8	8	
		伴奏 I-2				1	1						
		ソルフェージュ B				2	2						
		室内楽 III							4				
		室内楽 IV								4			
共通科目	教養科目	一般教養科目									16	24	
		専門基礎科目											
	外国語科目						8			8			

(注 1) ピアノ専攻開設科目 (ピアノ専攻学生対象) として、伴奏 II-1、II-2、II-3、II-4 (自由科目)、合奏 III-1、III-2 (専門基礎科目) がある。

伴奏 II-1、II-2 と伴奏 II-3、II-4 は隔年で交互に開講される。1、2、3、4 の履修順序は自由。

(注 2) 必修科目の鍵盤音楽史は、奇数年のみの開講となるので注意すること。

(注 3) 「対位法」「音楽分析」「管弦楽概論」の履修条件は12ページの「5-1. 教養科目」を参照すること。

○ 器楽科 (オルガン専攻)

教育課程 (カリキュラム) 修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数			
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
専門科目	必修科目	オルガン実技	I	8	II	8	III	8	IV	8			32	86	124
		様式研究	I	2	II	2	III	2	IV	2			8		
		研究発表	I	1	II	1	III	1	IV	1			4		
		オルガン概論		2									2		
		通奏低音実習	I	2	II	2							4		
		アンサンブル					III	2	IV	2			4		
		オルガン即興実技					III	1	IV	1			2		
		学内演奏									2		2		
		卒業演奏									4		4		
		西洋音楽史			4								4		
		和声初級		4									4		
		和声中級				4							4		
		対位法						4					4		
		ソルフェージュA		2	2	2	2						8		
専門科目	選択科目	副科チェンバロ			2	2							14	14	
		古典舞踏				2									
		鍵盤音楽史				4									
		和声上級						4							
		古楽ソルフェージュ				2									
		副科ピアノⅡ		1	1	1	1								
共通科目	教養科目	一般教養科目										16	24		
		専門基礎科目													
	外国語科目						8					8			

○ 器楽科 (弦楽専攻)

教育課程 (カリキュラム) 修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数			
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
専門科目	必修科目	専門実技 ()	I-1 4	I-2 4	II-1 4	II-2 4	III-1 4	III-2 4	IV-1 4	IV-2 4			32	90	124
		学内演奏						2					2		
		卒業演奏									4		4		
		副科ピアノ I	1	1									2		
		西洋音楽史			4								4		
		和声初級/和声 A		4									4		
		和声中級/和声 B				4							4		
		弦楽合奏 (注 1)		4									4		
		オーケストラ チェンバーオーケストラ (注 2)				II-1 4	II-2 4	III-1 4	III-2 4	IV-1 4	IV-2 4				
	選択科目	室内楽 I		2									2		
		ソルフェージュ A	2	2	2	2							8		
		副科ピアノ II			1	1	1	1	1	1					
		副科実技 (ピアノ以外)				2		2		2					
		ソルフェージュ B						2	2	2	2				
		和声上級							4						
		室内楽 II (注 3)					4								
		室内楽 III (注 3)							4						
		室内楽 IV (注 3)								4					
		室内楽 (Va 持ち替え) (注 3) (注 4)					2								
共通科目	教養科目	一般教養科目										16	24		
		専門基礎科目													
	外国語科目					8						8			

(注 1) ハープ専攻学生は、「弦楽合奏」に代えて 2 年次以降に必修科目として「吹奏楽」を履修すること。「管打合奏」の単位を修得後、履修することが望ましい。

(注 2) 6 ページの「4-1. オーケストラとチェンバーオーケストラ」を参照すること。

(注 3) 7 ページの「4-3. 室内楽」を参照すること。

(注 4) ヴァイオリン専攻学生は、2 年次以降「室内楽 (Va 持ち替え)」を履修することができる。

(注 5) コントラバス専攻学生は 2 年次以降、ハープ専攻学生は 3 年次以降に選択科目として「吹奏楽」を履修することができる。

(注 6) ハープ専攻学生は、1 年次に「管打合奏」を履修することができる。

○ 器楽科（管打楽専攻＜サクソフォーン及びユーフォニアム専修以外＞）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数				
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計	
専門科目	必修科目	専門実技（ ）	I-1 4	I-2 4	II-1 4	II-2 4	III-1 4	III-2 4	IV-1 4	IV-2 4	32	88	124			
		学内演奏							2		2					
		卒業演奏							4		4					
		副科ピアノ I	1	1												2
		和声初級／和声 A	4													4
		西洋音楽史			4											4
		管打合奏	I-1 1	I-2 1												2
		吹奏楽			II-1 2	II-2 2	III-1 2	III-2 2								8
		オーケストラ（注 1）			II-1 4	II-2 4	III-1 4	III-2 4	IV-1 4	IV-2 4						24
		室内楽 I	I-1 1	I-2 1												2
ソルフェージュ A	2	2								4						
専門科目	選択科目	副科ピアノ II			1	1	1	1	1	1		12	12			
		ソルフェージュ B			2	2	2	2	2	2						
		和声中級／和声 B			4											
		和声上級						4								
		吹奏楽							2	2						
		室内楽 II（注 2）					4									
		室内楽 III（注 2）							4							
		室内楽 IV（注 2）								4						
共通科目	教養科目	一般教養科目									16	24				
		専門基礎科目														
	外国語科目									8						

（注 1） 6 ページの「4-1. (1) オーケストラ」を参照すること。

（注 2） 7 ページの「4-3. 室内楽」を参照すること。

○ 器楽科（管打楽専攻＜サクソフォン及びユーフォニアム専修＞）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数		
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計
専門科目	専門実技（ ）	I-1	I-2	II-1	II-2	III-1	III-2	IV-1	IV-2	32	72	124
	学内演奏							2		2		
	卒業演奏							4		4		
	副科ピアノ I	1	1							2		
	和声初級／和声 A		4							4		
	西洋音楽史			4						4		
	管打合奏	I-1	I-2							2		
	吹奏楽	I-1	I-2	II-1	II-2	III-1	III-2	IV-1	IV-2	16		
	室内楽 I	I-1	I-2							2		
	ソルフェージュ A	2	2							4		
	管楽器 特殊奏法					2					28	
	管楽器 オーケストラスタディ					4						
	21世紀からの演奏法					2						
	即興創造					4						
	ジャズ・コンテンポラリー・アンサンブル					4						
	副科ピアノ II			1	1	1	1	1	1			
	ソルフェージュ B			2	2	2	2	2	2			
	和声中級／和声 B				4							
	和声上級							4				
室内楽 II（注 1）					4							
室内楽 III（注 1）							4					
室内楽 IV（注 1）								4				
共通科目	教養科目	一般教養科目								16	24	
		専門基礎科目										
	外国語科目								8			

（注 1） 7 ページの「4-3. 室内楽」を参照すること。

○ 器楽科 (古楽専攻 <チェンバロ専修>)

教育課程 (カリキュラム) 修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数			
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
専 門 科 目	必 修 科 目	専門実技	I	8	II	8	III	8	IV	8			32	84	124
		古楽アンサンブル		2		2		2		2			8		
		研究発表	I	1	II	1	III	1	IV	1			4		
		古楽通奏低音実習Ⅱ		4									4		
		古楽通奏低音実習Ⅲ								2			2		
		学内演奏							2				2		
		卒業演奏									4		4		
		西洋音楽史		4									4		
		和声初級		4									4		
		和声中級				4							4		
		古楽文献研究または 音楽リサーチ法						4					4		
		対位法						4					4		
		ソルフェージュ A		2	2	2	2						8		
		選 択 科 目	選 択 科 目	古楽器概論		1		1		1		1			
副科オルガン								2 ~ 4							
古典舞踏								2 ~ 4							
鍵盤音楽史 (注1)								4							
古楽ソルフェージュ										2		10			
和声上級										4					
選択古楽アンサンブル (注2)										2 ~ 6					
ソルフェージュ B								2	2	2	2				
共 通 科 目	教 養 科 目	一般教養科目										16	26		
		専門基礎科目													
	外国語科目											10			

(注1) または室内楽史

(注2) 必修科目として毎年古楽アンサンブルⅠ～Ⅲから1つを選択し履修する。

同一クラスを複数年次履修しても構わない。もし同一年次に2つ以上のクラスを履修した場合、「選択古楽アンサンブル」として単位を加算するものとする。

○ 器楽科（古楽専攻＜バロックヴァイオリン及びリコーダー＞）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数			
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
専門科目	必修科目	専門実技	I	8	II	8	III	8	IV	8			32	84	124
		古楽アンサンブル		2		2		2		2			8		
		研究発表	I	1	II	1	III	1	IV	1			4		
		古楽通奏低音実習 I		4									4		
		副科チェンバロ（初級）		2									2		
		学内演奏							2				2		
		卒業演奏								4			4		
		西洋音楽史		4									4		
		和声初級		4									4		
		和声中級				4							4		
		古楽文献研究または音楽リサーチ法						4					4		
		対位法							4				4		
		ソルフェージュ A		2	2	2	2						8		
専門科目	選択科目	古楽器概論		1		1		1		1		4	14		
		古典舞踏					2	4							
		室内楽史（注1）					4								
		古楽ソルフェージュ							2						
		和声上級							4			10			
		選択古楽アンサンブル（注2）					2	6							
		副科古楽実技（注3）					2								
		ソルフェージュ B						2	2	2	2				
共通科目	教養科目	一般教養科目										16	26		
		専門基礎科目													
	外国語科目											10			

（注1）または鍵盤音楽史

（注2）必修科目として毎年古楽アンサンブル I～III から1つを選択し履修する。

同一クラスを複数年次履修しても構わない。もし同一年次に2つ以上のクラスを履修した場合、「選択古楽アンサンブル」として単位を加算するものとする。

（注3）または副科独唱、副科合唱、専攻外古楽実習（バロック声楽）

○ 指揮科

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数					
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計		
専 門 科 目	必 修 科 目	指揮実技（含演奏理論・楽曲分析）	I-1 4	I-2 4	II-1 4	II-2 4	III-1 4	III-2 4	IV-1 4	IV-2 4	32	82	124				
		指揮実技（オーケストラ）	2	2	2	2	2	2	2	2	16						
		学内演奏									2			2			
		卒業演奏									4			4			
		スコアリーディング I	2		2									4			
		副科ピアノ I	1	1	1	1								4			
		ソルフェージュ A	2	2	2	2								8			
		和声中級	4								4						
		和声上級			4									4			
		弦管打楽器実技 I（副科実技）			4									4			
	選 択 科 目	スコアリーディング II					2		2						18	18	
		副科ピアノ II					1		1		1			1			
		ソルフェージュ B					2		2		2			2			
		音楽分析			4												
		西洋音楽史					4										
		弦管打楽器実技 II					4										
		副科独唱					2										
		副科合唱					2										
	共 通 科 目	教 養 科 目	一般教養科目									16		24			
専門基礎科目																	
外国語科目										8	8						

○ 邦楽科（三味線＜長唄・常磐津・清元＞専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数					
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計		
必修科目	(長唄三味線) 主専攻(常磐津三味線)(注1) (清元三味線)	I	8		II	8		III	8		IV	8		32	84	124	
	長唄 副主専攻常磐津(三味線音楽) 清元	I	4		II	4		III	4		IV	4		16			
	笛 副専攻小鼓(三味線音楽) 大鼓 太鼓	I	2		II	2		III	2		IV	2		8			
	総合実習	I-1	I-2	1	1	II-1	II-2	1	1	III-1	III-2	1	1	8			
	学内演奏											2	2				
	卒業演奏											4	4				
	三味線作曲法(注2)	2										2					
	創作実技							III	2		IV	2		4			
	邦楽実技論(注3)	4												4			
	ソルフェージュC-aまたは ソルフェージュA	2	2														4
	選択科目	研究旅行(注4)											2				
		他様式の浄瑠璃(注5)							2～4								
		副科実技							2～4								
		邦楽関連実技(注6)							2～4								
邦楽合奏研究								2						16	16		
日本・東洋音楽史								4									
古典文献研究法(注7)								2～4									
邦楽歌詞研究								4									
共通科目	教養科目	一般教養科目										16	24	8			
		専門基礎科目															
	外国語科目(注7)										8						

(注1) それぞれの専門を履修すること。

(注2) 「三味線作曲法」は隔年開講のため、注意して1～4年次に履修すること。

(注3) 「邦楽実技論」は隔年開講のため、注意して1、2年次に履修すること。

(注4) 「研究旅行」は新4年次に参加すること。

(注5) 常磐津、清元専攻生のみ。

(注6) 「江戸祭囃子実技」、「歌舞伎下座大太鼓実技」は隔年に開講する。

(注7) 修得した「古典文献研究法」を外国語科目「国語(古文)」に振り替えることができる。

○ 邦楽科 (長唄・常磐津・清元専攻)

教育課程 (カリキュラム) 修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数								
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計					
必修科目	(長唄) 主専攻 (常磐津) (清元)	I	8		II	8		III	8		IV	8		32	84	124				
	長唄三味線 副主専攻常磐津三味線(三味線音楽) 清元三味線 (注1)	I	4		II	4		III	4		IV	4		16						
	笛 副専攻 小鼓 (三味線音楽) 大鼓 太鼓	I	2		II	2		III	2		IV	2		8						
	総合実習	I-1	1	I-2	1	II-1	1	II-2	1	III-1	1	III-2	1	IV-1			1	IV-2	1	8
	学内演奏											2	2							
	卒業演奏											4	4							
	三味線作曲法 (注2)	2										2	2							
	創作実技							III	2		IV	2		4						
	邦楽実技論 (注3)	4												4						
	ソルフェージュC-aまたは ソルフェージュA	2	2														4			
	研究旅行 (注4)											2	2							
	他様式の浄瑠璃 (注5)							2 ~ 4												
	副科実技							2 ~ 4												
	邦楽関連実技 (注6)							2 ~ 4												
邦楽合奏研究							2						16	16						
日本・東洋音楽史							4													
古典文献研究法 (注7)							2 ~ 4													
邦楽歌詞研究							4													
保健体育							2													
共通科目	教養科目	一般教養科目										16	16							
		専門基礎科目																		
	外国語科目 (注7)								8						8					

(注1) それぞれの専門を履修すること。

(注2) 「三味線作曲法」は隔年開講のため、注意して1～4年次に履修すること。

(注3) 「邦楽実技論」は隔年開講のため、注意して1、2年次に履修すること。

(注4) 「研究旅行」は新4年次に参加すること。

(注5) 常磐津、清元専攻生のみ。

(注6) 「江戸祭囃子実技」、「歌舞伎下座大太鼓実技」は隔年に開講する。

(注7) 修得した「古典文献研究法」を外国語科目「国語(古文)」に振り替えることができる。

○ 邦楽科 (邦楽囃子専攻)

教育課程 (カリキュラム) 修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数									
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計						
専門科目	必修科目	邦楽囃子実技Ⅰ 主専攻 (邦楽囃子 ())	I	6		II	6		III	6		IV	6	24	86	124					
		邦楽囃子実技Ⅱ 副専攻 () (邦楽囃子) (注1)	I	3		II	3		III	3		IV	3	12							
		邦楽囃子実技Ⅲ 現代邦楽囃子実技	I	3		II	3		III	3		IV	3	12							
		関連邦楽囃子実技 (注2)	歌舞伎下座大太鼓実技					2						4							
			江戸祭囃子実技					2						4							
		副専攻 長唄 長唄三味線 (邦楽囃子)	I	2		II	2		III	2		IV	2	8							
		総合実習	I-1	1	I-2	1	II-1	1	II-2	1	III-1	1	III-2	1			IV-1	1	IV-2	1	8
		学内演奏											2				2				
		卒業演奏											4				4				
		ソルフェージュC-aまたは ソルフェージュA	2	2					III		IV						4				
		創作実技							2		2						4				
		邦楽実技論 (注3)			4												4				
		選択科目	研究旅行 (注4)									2									
邦楽合奏研究							2														
副科実技					2 ~ 6																
日本・東洋音楽史					4						14	14									
古典文献研究法 (注5)			2 ~ 4																		
邦楽歌詞研究					4																
保健体育					2																
共通科目	教養科目	一般教養科目											16	24							
		専門基礎科目											16								
	外国語科目 (注5)					8						8									

(注1) 四拍子の内、専攻以外を副専攻とする。

(注2) 「江戸祭囃子実技」、「歌舞伎下座大太鼓実技」は隔年に開講する。

(注3) 「邦楽実技論」は隔年開講のため、注意して1、2年次に履修すること。

(注4) 「研究旅行」は新4年次に参加すること。

(注5) 修得した「古典文献研究法」を外国語科目「国語 (古文)」に振り替えることができる。

○ 邦楽科（現代邦楽囃子専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数									
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計						
専門科目	必修科目	現代邦楽囃子実技Ⅰ 主専攻（笛又は打楽器）	I	6	II	6	III	6	IV	6	24	78	124								
		邦楽囃子実技Ⅱ 副専攻（ 邦楽囃子）（注1）	I	4	II	4	III	4	IV	4	16										
		邦楽囃子実技 (注2)	歌舞伎下座大太鼓実技	2						4											
			江戸祭囃子実技	2						4											
		副専攻	長唄 長唄三味線 尺八（現代邦楽囃子） 箏曲山田流 箏曲生田流（注3）	I	2	II	2	III	2	IV	2			8							
			総合実習	I-1	1	I-2	1	II-1	1	II-2	1			III-1	1	III-2	1	IV-1	1	IV-2	1
		学内演奏												2	2						
		卒業演奏												4	4						
		邦楽合奏研究	2		2		2		2		2			8							
		ソルフェージュC-aまたは ソルフェージュA	2		2											4					
	選択科目	現代邦楽研究	西洋音楽理論Ⅰ（注4）	4						12											
			西洋音楽理論Ⅱ（注4）	4																	
			ソルフェージュC-bまたは ソルフェージュB	4																	
			現代邦楽作曲法（注5）	4																	
			創作実技			2		2													
			現代邦楽室内楽	4																	
		邦楽実技論	4						22												
		研究旅行（注6）										2									
副科実技		2～6																			
副科指揮法		2																			
日本・東洋音楽史	4																				
西洋音楽史	4																				
古典文献研究法（注7）	2～4																				
邦楽歌詞研究	4																				
保健体育	2																				
共通科目	教養科目	一般教養科目										16	24								
		専門基礎科目																			
	外国語科目（注7）										8										

（注1）四拍子を選択する。

（注2）「江戸祭囃子実技」、「歌舞伎下座大太鼓実技」は隔年に開講する。

（注3）いずれかの楽器を選択する。ただし、同一楽器は2年のみ継続することができる。

（注4）9ページの「4-5. 和声」を参照すること。

（注5）「現代邦楽作曲法」は開講年度に注意して履修すること。

（注6）「研究旅行」は新4年次に参加すること。

（注7）修得した「古典文献研究法」を外国語科目「国語（古文）」に振り替えることができる。

○ 邦楽科（日本舞踊専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数									
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計						
専 門 科 目	必 修 科 目	主専攻（日本舞踊）	I	8		II	8		III	8		IV	8		32	80	124				
		舞台関連実技				II	2		III	2		IV	2		6						
		創作実技						III	2		IV	2		4							
		総合実習	I-1	1	I-2	1	II-1	1	II-2	1	III-1	1	III-2	1	IV-1			1	IV-2	1	8
		学内演奏										2		2							
		卒業演奏										4		4							
		仕舞実技				2								2							
	狂言小舞								2				2								
	副主専攻 長唄 長唄三味線（日本舞踊）	I	2		II	2		III	2		IV	2		8							
	副専攻 笛 小鼓 大鼓 太鼓（日本舞踊）				II	2		III	2				4								
	日本舞踊史（注1）						4						4								
	邦楽実技論（注2）				4								4								
	選 択 科 目	研究旅行（注3）										2									
		副科実技						2 ~ 6													
邦楽関連実技（注4）					2 ~ 4																
日本音楽史概説					4								20	20							
日本・東洋音楽史					4																
古典文献研究法（注5）					2 ~ 4																
邦楽歌詞研究					4																
共 通 科 目	教 養 科 目	一般教養科目					16						16	24							
		専門基礎科目																			
	外国語科目（注5）			8								8									

（注1）「日本舞踊史」は隔年開講のため、開講年度に注意すること。

（注2）「邦楽実技論」は隔年開講のため、注意して1、2年次に履修すること。

（注3）「研究旅行」は新4年次に参加すること。

（注4）「江戸祭囃子実技」、「歌舞伎下座大太鼓実技」は隔年に開講する。

（注5）修得した「古典文献研究法」を外国語科目「国語（古文）」に振り替えることができる。

○ 邦楽科（箏曲山田流専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数							
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計				
専 門 科 目	必 修 科 目	箏実技（山田流）	I	4	II	4	III	4	IV	4	32	88	124						
		唄実技（山田流）	I	4	II	4	III	4	IV	4									
		三絃実技（山田流）	I	4	II	4	III	4	IV	4	16								
		山田流アンサンブル実技	I	2	II	2	III	2	IV	2	8								
		総合実習	I-1	1	I-2	1	II-1	1	II-2	1	III-1			1	III-2	1	IV-1	1	IV-2
	山田流箏曲演奏論	4										4							
	箏歌歌唱法	2										2							
	関連箏曲 I						2					2							
	邦楽合奏研究						2					2							
	邦楽実技論（注 1）	4										4							
	学内演奏									2		2							
	卒業演奏									4		4							
	ソルフェージュ C-a または ソルフェージュ A	2	2											4					
選 択 科 目	研究旅行（注 2）									2		12	12						
	副科実技						2 ~ 6												
	邦楽概論 A ~ F	2 ~ 6																	
	邦楽歌詞研究	4																	
	日本・東洋音楽史	4																	
	保健体育	2																	
共 通 科 目	教 養 科 目	一般教養科目											16	24					
		専門基礎科目																	
	外国語科目（注 3）	8										8							

（注 1）「邦楽実技論」は隔年開講のため、注意して 1、2 年次に履修すること。

（注 2）「研究旅行」は新 4 年次に参加すること。

（注 3）修得した「古典文献研究法」を外国語科目「国語（古文）」に振り替えることができる。

○ 邦楽科（箏曲生田流専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数									
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計						
専門科目	必修科目	箏曲実技（生田流）	I	6	II	6	III	6	IV	6			24	90	124						
		三絃実技（生田流）	I	6	II	6	III	6	IV	6			24								
		歌唱（生田流）	I	4	II	4	III	4	IV	4			16								
		総合実習	I-1	1	I-2	1	II-1	1	II-2	1	III-1	1	III-2			1	IV-1	1	IV-2	1	8
		箏曲生田流演奏論（注1）	4										4								
		邦楽実技論（注2）	4										4								
		学内演奏											2			2					
		卒業演奏											4			4					
		ソルフェージュC-aまたはソルフェージュA	2	2												4					
	選択科目	研究旅行（注3）											2								
		関連箏曲II											2								
		副科実技											2 ~ 4								
		邦楽合奏研究											2								
		創作実技											2	2							
		芸術情報センター開設科目	2																		
		日本・東洋音楽史	4											10							
		邦楽歌詞研究	4																		
		邦楽概論D	2																		
		保健体育	2																		
共通科目	教養科目	一般教養科目											16	24							
		専門基礎科目											16								
	外国語科目（注4）	8										8									

（注1）「箏曲生田流演奏論」は隔年開講のため、注意して1～4年次に履修すること。

（注2）「邦楽実技論」は隔年開講のため、注意して1、2年次に履修すること。

（注3）「研究旅行」は新4年次に参加すること。

（注4）修得した「古典文献研究法」を外国語科目「国語（古文）」に振り替えることができる。

○ 邦楽科 (現代箏曲専攻)

教育課程 (カリキュラム) 修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数								
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計					
必修科目	現代箏曲実技	I	6		II	6		III	6		IV	6		24	78	124				
	古典箏曲実技 (注 1)	I	4		II	4		III	4		IV	4		16						
	古典三絃実技 (注 1)	I	3		II	3		III	3		IV	3		12						
	総合実習	I-1	1	I-2	1	II-1	1	II-2	1	III-1	1	III-2	1	IV-1			1	IV-2	1	8
	学内演奏											2	2							
	卒業演奏											4	4							
	邦楽合奏研究	2		2		2		2		2		2		8						
	ソルフェージュC-aまたはソルフェージュA	2	2														4			
	現代邦楽研究	西洋音楽理論 I (注 2)	4										12	22						
		西洋音楽理論 II (注 2)	4																	
		ソルフェージュC-bまたはソルフェージュB	4																	
		現代邦楽作曲法 (注 3)	4																	
		創作実技						2		2										
		現代邦楽室内楽	4																	
選択科目	邦楽実技論 (注 4)	4										10	24							
	箏曲演奏論 (注 1)	4																		
	研究旅行 (注 5)									2										
	副科実技					2 ~ 6														
	副科指揮法	2																		
	日本・東洋音楽史	4																		
	西洋音楽史	4																		
	古典文献研究法 (注 6)					2 ~ 4														
	邦楽歌詞研究	4																		
	保健体育	2																		
共通科目	教養科目	16										16	24							
	一般教養科目																			
	専門基礎科目																			
	外国語科目 (注 6)	8										8								

(注 1) 山田流、生田流のどちらかを履修すること。

(注 2) 9 ページの「4-5. 和声」を参照すること。

(注 3) 「現代邦楽作曲法」は開講年度に注意して履修すること。

(注 4) 「邦楽実技論」は隔年開講のため、注意して 1、2 年次に履修すること。

(注 5) 「研究旅行」は新 4 年次に参加すること。

(注 6) 修得した「古典文献研究法」を外国語科目「国語 (古文)」に振り替えることができる。

○ 邦楽科 (尺八専攻)

教育課程 (カリキュラム) 修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数							
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計				
専門科目	主専攻	本曲 ()	I	4	II	4	III	4	IV	4	32	72	124						
		外曲 ()	I	4	II	4	III	4	IV	4									
	総合実習	本曲 ()	I	2	II	2	III	2	IV	2	16								
		外曲 ()	I-1	1	I-2	1	II-1	1	II-2	1				III-1	1	III-2	1	IV-1	1
	他流派の尺八							2						2					
	邦楽概論 D (注 1)							2						2					
	邦楽実技論 (注 2)							4						4					
	学内演奏									2				2					
	卒業演奏									4				4					
	邦楽合奏研究									2				2					
	ソルフェージュ C-a または ソルフェージュ A	2	2											4					
	尺八関連実技(箏曲実技) (注 3) <副主専攻>									2				2					
	尺八関連実技(三絃実技) (注 3) <副主専攻>									2				2					
	選択科目	研究旅行 (注 4)									2			28		28			
副科実技										4 ~ 6									
日本・東洋音楽史								4											
日本音楽史概説								4											
東洋音楽史概説								4											
古典文献研究法 (注 5)								2 ~ 4											
邦楽歌詞研究								4											
邦楽概論 A ~ C・E・F								2 ~ 10											
保健体育								2											
芸術情報センター開設科目								2											
共通科目	教養科目	一般教養科目									16		24						
		専門基礎科目																	
	外国語科目 (注 5)							8		8									

(注 1) 「邦楽概論 D」は隔年開講のため、開講年度に注意して履修すること。

(注 2) 「邦楽実技論」は隔年開講のため、1、2年次で履修すること。

(注 3) 箏曲実技・三絃実技は山田流、生田流のどちらかを選択すること。

(注 4) 「研究旅行」は新 4 年次に参加すること。

(注 5) 修得した「古典文献研究法」を外国語科目「国語 (古文)」に振り替えることができる。

○ 邦楽科 (能楽専攻)

教育課程 (カリキュラム) 修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数			
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
専門科目	必修科目	主専攻謡 (能楽)	I	8	II	8	III	8	IV	8			32	90	124
		仕舞実技 (能楽) 又は 小舞実技 (能楽)	I	4	II	4	III	4	IV	4			16		
		地拍子 (観世流) 又は (宝生流)	I	2	II	2	III	2	IV	2			8		
		総合実習	I	2	II	2	III	2	IV	2			8		
		学内演奏								2			2		
		卒業演奏								4			4		
		副専攻 笛 小鼓 (能楽) 大鼓 太鼓	I	1	II	1	III	1	IV	1			4		
			I	1	II	1	III	1	IV	1			4		
			I	1	II	1	III	1	IV	1			4		
	I		1	II	1	III	1	IV	1			4			
	邦楽実技論 (注 1)		4									4			
	選択科目	研究旅行 (注 2)								2					
		他様式の能楽					1 ~ 2								
		副科実技				2 ~ 4									
		邦楽関連実技 (注 3)		2 ~ 4											
		日本・東洋音楽史		4									10	10	
		古典文献研究法 (注 4)		2 ~ 4											
		邦楽歌詞研究		4											
ソルフェージュ C-a または ソルフェージュ A		2	2												
保健体育			2												
共通科目	教養科目	一般教養科目					16				16	24			
		専門基礎科目													
	外国語科目 (注 4)					8				8					

(注 1) 「邦楽実技論」は隔年開講のため、注意して 1、2 年次に履修すること。

(注 2) 「研究旅行」は新 4 年次に参加すること。

(注 3) 「江戸祭囃子実技」、「歌舞伎下座大太鼓実技」は隔年に開講する。

(注 4) 修得した「古典文献研究法」を外国語科目「国語 (古文)」に振り替えることができる。

○ 邦楽科（能楽囃子専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数						
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計			
専門科目	必修科目	主専攻 笛 小鼓 大鼓 太鼓 (能楽囃子)	I	8		II	8		III	8		IV	8		32	86	124	
		総合実習	I	2		II	2		III	2		IV	2		8			
		学内演奏											2	2				
		卒業演奏											4	4				
	専攻科目	副主専攻 笛 小鼓 大鼓 太鼓 ()	I	2		II	2		III	2		IV	2		8			
		副主専攻 小鼓 大鼓 太鼓 (能楽囃子) ()	I	2		II	2		III	2		IV	2		8			
		副主専攻 大鼓 太鼓 ()	I	2		II	2		III	2		IV	2		8			
		副専攻謡曲 (能楽囃子)	I	2		II	2		III	2		IV	2		8			
		副専攻仕舞 (能楽囃子)								III	2		IV	2				4
		邦楽実技論 (注1)	4											4				
	選択科目	研究旅行 (注2)											2	14	14			
		他様式の能楽								1 ~ 2								
		副科実技								2 ~ 4								
		邦楽関連実技 (注3)								2 ~ 4								
日本・東洋音楽史									4									
古典文献研究法 (注4)									2 ~ 4									
邦楽歌詞研究									4									
ソルフェージュC-aまたは ソルフェージュA		2	2															
保健体育								2										
共通科目	教養科目	一般教養科目											16	24				
		専門基礎科目																
	外国語科目 (注4)											8						

(注1) 「邦楽実技論」は隔年開講のため、注意して1、2年次に履修すること。

(注2) 「研究旅行」は新4年次に参加すること。

(注3) 「江戸祭囃子実技」、「歌舞伎下座太鼓実技」は隔年に開講する。

(注4) 修得した「古典文献研究法」を外国語科目「国語(古文)」に振り替えることができる。

○ 邦楽科 (雅楽＜笙・箏・箏・龍笛＞専攻)

教育課程 (カリキュラム) 修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数									
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計						
専門科目	必修科目	(龍笛) 雅楽実技 (笙) (箏)	I	8		II	8		III	8		IV	8		32	68	124				
		雅楽合奏実技	I	2		II	2		III	2		IV	2		8						
		総合実習	I-1	1	I-2	1	II-1	1	II-2	1	III-1	1	III-2	1	IV-1			1	IV-2	1	8
		学内演奏											2	2							
		卒業演奏											4	4							
		歌物実技	I	1		II	1		III	1		IV	1		4						
		舞楽実技	I	2		II	2		III	2		IV	2		8						
	邦楽概論 A (注 1)	2										2									
	研究旅行 (注 2)											2									
	邦楽合奏研究											2									
	副科邦楽実技	2 ~ 6																			
	邦楽関連実技 (注 3)	2 ~ 4																			
	邦楽概論 B ~ F	2 ~ 10																			
	日本・東洋音楽史	4										32	32								
	古典文献研究法 (注 4)	2 ~ 4																			
	邦楽歌詞研究	4																			
	邦楽実技論 (注 5)	4																			
	保健体育	2																			
	共通科目	教養科目	一般教養科目											16	24						
専門基礎科目			16																		
外国語科目 (注 4)		8										8									

(注 1) 「邦楽概論 A」は隔年開講のため、開講年度に注意して履修すること。

(注 2) 「研究旅行」は新 4 年次に参加すること。

(注 3) 「江戸祭囃子実技」、「歌舞伎下座大太鼓実技」は隔年に開講する。

(注 4) 修得した「古典文献研究法」を外国語科目「国語 (古文)」に振り替えることができる。

(注 5) 「邦楽実技論」は隔年開講のため、開講年度に注意して履修すること。

○ 楽理科

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数			
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
専門科目	必修科目	音楽学概説	12		12								24	62	124
		音楽学実習（注 1）					Ⅲ	1	1	Ⅳ	1	1	4		
		卒業論文（注 2）									4		4		
		楽書講読（英）	2										2		
		初級演習			4								4		
		音楽学講義（注 3）					12						12		
		音楽学演習							4				4		
		ソルフェージュ A	2	2	2	2							8		
	選択科目	和声(注 4)	4				4						24	24	
		音楽学関連専門基礎科目(注 5)			8 ~ 12										
		研究旅行					2								
		楽書講読（英以外）					4								
		実技（副科／楽理科開設）					4								
		教養科目	一般教養科目（注 6）				24								
共通科目	外国語科目	外国語科目Ⅰ（10単位）				10						14	38		
		外国語科目Ⅱ（4単位）				4									

（注 1）音楽学実習：早期卒業の認定を受けた者は、3年次に4単位履修する。

（注 2）卒業論文：早期卒業の認定を受けた者は、3年次に履修する。

（注 3）音楽環境創造科開設科目の「ポピュラー音楽研究」の単位をあてることができる。

（注 4）「和声上級」は、「対位法」もしくは「音楽分析」によって振り替えることができる。

（注 5）音楽学関連専門基礎科目：次に掲げる科目を認定可能なものとして指定する。

声楽史、オペラ史、鍵盤音楽史、室内楽史、管弦楽史、楽器学、ジャズ・ポピュラー音楽、西洋音楽演奏史、対位法、管弦楽概論、音楽分析（ただし、対位法、音楽分析は和声中級を履修した者に限る）
作曲家作品研究 A～D、邦楽概論 A～F

（集中講義：各 2 単位）

音楽学関係科目 1、2

（注 6）一般教養科目：24単位中 8 単位までは専門基礎科目によって振り替えることができる。ただし「西洋音楽史Ⅰ・Ⅱ／日本・東洋音楽史Ⅰ・Ⅱ」「音楽リサーチ法」は単位修得を認めない。専門科目として履修した科目の重複履修は認めない。

○ 音楽環境創造科

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数		
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計	
専門科目	必修科目	スタディ・スキル	4								4	48	124	
		プロジェクト			Ⅱ 8	Ⅲ 8			16					
		卒業制作・研究					8		8					
		音楽文化史	4						4					
		音楽基礎演習 (初級、中級又は上級) (注1)	4						4					
		音楽環境創造概説1～3	12						12					
	選択科目	特殊講義・演習(注2) (音楽環境創造科開設)			44						44	52		
		副科実技			2～6						8			
		美術学部開設科目(注3)			2～6									
		芸術情報センター開設科目												
共通科目	教養科目	一般教養科目(注2)			12～16						24	24		
		専門基礎科目												
	外国語科目(注4)			8～12										

(注1) ソルフェージュ(音楽基礎演習A)およびソルフェージュ(音楽基礎演習B)を上級とみなす。

(注2) 教養科目の修得単位が要件単位数を超えた場合には、音楽環境創造科開設の一般教養科目または専門基礎科目を履修して得られた単位に限り、選択科目の「特殊講義・演習」の区分の単位に算入することができる。

(注3) 美術学部開設の交流科目(一般教養科目、外国語科目および保健体育科目を除く。)を指す。

(注4) 「英語初級Ⅰ・Ⅱ」および「英語中級Ⅰ・Ⅱ」は履修対象外とする。

10. 教職課程

卒業後、教職に就く意志のある者は、教員免許状を取得するために、本学部の卒業要件単位を修得するとともに、「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」「教員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の所定の単位を修得しなければならない。なお、中学校教諭の免許状を取得するには、さらに「介護等の体験」が必要である。

10-1. 免許状の種類

教科	免許状の種類	備 考
音楽	中学校教諭 1種免許状 高等学校教諭 1種免許状	同一の所定単位で、2種類の免許状を同時に取得することができる。

※所定の教職課程の単位を修得し、大学院修士の学位を取得した者は、「専修免許状（中学・高校）」を取得することもできる。

10-2. 教育の基礎的理解に関する科目等（卒業要件単位および1年間の履修登録上限単位数44単位に含まれない。）

教員免許法で定めている科目	各科目に含めることが必要な事項	本学部開設の該当科目及び単位数	履修方法		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	1、2年次に履修	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）	教職概論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育と社会	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2		「心理学概説」を修得後、履修することが望ましい
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援の理解	1		2、3年次に履修
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と指導法	2	1、2年次に履修 ☆中学校教諭免許のみ必要	
	総合的な学習の時間の指導法 総合的な探究の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	2	3年次に履修	
	特別活動の指導法	特別活動論	1	2、3年次に履修	
	教育の方法及び技術	教育方法学	1	2、3年次に履修	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICTを活用した教育の理論と実践	1	1年次に履修	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導の理論と方法	2	2、3年次に履修	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導・教育相談	2	2、3年次に履修	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習(事前事後指導を含む。)	5	4年次に履修 音楽教科教育法Ⅰの単位を前年度までに修得している者に限る	
		中学校教諭免許状			
		高等学校教諭免許状			3
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2		4年次教育実習後に履修
介護等体験	介護等体験(事前指導を含む。)	—	—	☆中学校教諭免許のみ必要	
計		中学校教諭免許状	28		
		高等学校教諭免許状	24		

10-3. 教科及び教科の指導法に関する科目(1年間の履修登録上限単位数44単位に含む。(※「音楽教科教育法Ⅰ、Ⅱ」を除く。))

「教科及び教科の指導法に関する科目」は、教員免許法で定められているとおりに単位を修得することが必要であるが、この単位の中には、各科(専攻)の必修科目(卒業要件単位)として含まれているもの(表中☆)もあるため、それ以外の指定する科目(表中◎)を修得すれば、所定の単位を満たすことができる。

また、修得した単位は、各科(専攻)のカリキュラムに従い、選択科目または自由科目の単位として認められる。

「日本の伝統的な歌唱」と「和楽器実技」は2年次以降に履修すること。なお、「副科実技(邦楽)」の中にはこれらの単位に代えられるものもある。(50ページを参照)

「音楽教科教育法Ⅱ」は「音楽教科教育法Ⅰ」の単位を修得した者のみ履修が認められる。

「音楽教科教育法Ⅰ」は2年次に、「音楽教科教育法Ⅱ」は3年次に履修すること。

○作曲科(◎の科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」の必修科目)

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声乐(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	☆ピアノ	☆
	◎器楽合奏(リコーダー合奏)(注)	1
	◎和楽器実技	1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法(編曲法を含む。)・音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	☆音楽理論・作曲法	☆
	◎西洋音楽史Ⅰ・Ⅱ	4
	◎日本・東洋音楽史Ⅰ・Ⅱ	4
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎音楽教科教育法Ⅰ	4
	◎音楽教科教育法Ⅱ	4

(注)「器楽合奏」の単位については、「合奏Ⅲ」「管打合奏」「西洋古楽演奏」「東洋音楽演奏」「ガムラン演奏」の履修も該当するが、教職上、なるべく「リコーダー合奏」(集中講義)を履修すること。

○声乐科(◎の科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」の必修科目)

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声乐(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	☆声楽実技	☆
	☆合唱	☆
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	◎ピアノ	2
	◎器楽合奏(リコーダー合奏)(注)	1
	◎和楽器実技	1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法(編曲法を含む。)・音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	☆和声・音楽理論他	☆
	◎西洋音楽史Ⅰ・Ⅱ	4
	◎日本・東洋音楽史Ⅰ・Ⅱ	4
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎音楽教科教育法Ⅰ	4
	◎音楽教科教育法Ⅱ	4

(注)「器楽合奏」の単位については、「合奏Ⅲ」「管打合奏」「西洋古楽演奏」「東洋音楽演奏」「ガムラン演奏」の履修も該当するが、教職上、なるべく「リコーダー合奏」(集中講義)を履修すること。

○器楽科（ピアノ）（◎の科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆ピアノ	☆
	☆合奏・伴奏	☆
	◎和楽器実技	1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他	☆
	☆西洋音楽史Ⅰ・Ⅱ	☆
	◎日本・東洋音楽史Ⅰ・Ⅱ	4
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎音楽教科教育法Ⅰ	4
	◎音楽教科教育法Ⅱ	4

○器楽科（オルガン）（◎の科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆オルガン	☆
	☆アンサンブル	☆
	◎和楽器実技	1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他	☆
	☆西洋音楽史Ⅰ・Ⅱ	☆
	◎日本・東洋音楽史Ⅰ・Ⅱ	4
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎音楽教科教育法Ⅰ	4
	◎音楽教科教育法Ⅱ	4

○器楽科（弦楽）（◎の科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆専門実技	☆
	☆弦楽合奏・室内楽Ⅰ	☆
	☆ピアノ	☆
	◎和楽器実技	1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他	☆
	☆西洋音楽史Ⅰ・Ⅱ	☆
	◎日本・東洋音楽史Ⅰ・Ⅱ	4
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎音楽教科教育法Ⅰ	4
	◎音楽教科教育法Ⅱ	4

○器楽科（管打楽）（◎の科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆専門実技	☆
	☆管打合奏	☆
	☆ピアノ	☆
	◎和楽器実技	1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他	☆
	☆西洋音楽史Ⅰ・Ⅱ	☆
	◎日本・東洋音楽史Ⅰ・Ⅱ	4
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎音楽教科教育法Ⅰ	4
	◎音楽教科教育法Ⅱ	4

○器楽科（古楽・チェンバロ）（◎の科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆専門実技	☆
	☆古楽アンサンブル	☆
	◎和楽器実技	1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他	☆
	☆西洋音楽史Ⅰ・Ⅱ	☆
	◎日本・東洋音楽史Ⅰ・Ⅱ	4
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎音楽教科教育法Ⅰ	4
	◎音楽教科教育法Ⅱ	4

○器楽科（古楽・バロックヴァイオリン、リコーダー）（◎の科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆専門実技・チェンバロ	☆
	☆古楽アンサンブル	☆
	◎和楽器実技	1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他	☆
	☆西洋音楽史Ⅰ・Ⅱ	☆
	◎日本・東洋音楽史Ⅰ・Ⅱ	4
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎音楽教科教育法Ⅰ	4
	◎音楽教科教育法Ⅱ	4

○指揮科（◎の科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声乐（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆ピアノ	☆
	◎器楽合奏（リコーダー合奏）（注）	1
	◎和楽器実技	1
指揮法	☆指揮実技理論	☆
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他	☆
	◎西洋音楽史Ⅰ・Ⅱ	4
	◎日本・東洋音楽史Ⅰ・Ⅱ	4
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎音楽教科教育法Ⅰ	4
	◎音楽教科教育法Ⅱ	4

（注）「器楽合奏」の単位については、「合奏Ⅲ」「管打合奏」「西洋古楽演奏」「東洋音楽演奏」「ガムラン演奏」の履修も該当するが、教職上、なるべく「リコーダー合奏」（集中講義）を履修すること。

○邦楽科（◎の科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	◎ソルフェージュ C-a またはソルフェージュA	4
	◎ソルフェージュ C-b またはソルフェージュB	4
声乐（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	☆日本の伝統的な歌唱（注1）	1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	◎ピアノⅡ ※1	2
	◎器楽合奏（リコーダー合奏）（注2）	1
	☆邦楽実技	☆
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	◎音楽理論・作曲法または和声初級 ※2	4
	◎西洋音楽史Ⅰ・Ⅱ	4
	◎日本・東洋音楽史Ⅰ・Ⅱ	4
その他の科目 右記の科目より4単位以上を履修する。	ピアノⅡ（※1を超えて取得した単位）	（3単位目から） 1～
	副科実技（鍵盤楽器・弦楽器・管打楽器）	2～
	和声初級（注3）	4
	和声中級	4
	管弦楽概論	4
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎音楽教科教育法Ⅰ	4
	◎音楽教科教育法Ⅱ	4

（注1）邦楽囃子専攻、現代邦楽囃子専攻、尺八専攻、日本舞踊専攻学生は必ず履修すること。

（注2）「器楽合奏」の単位については、「合奏Ⅲ」「管打合奏」「西洋古楽演奏」「東洋音楽演奏」「ガムラン演奏」「邦楽合奏研究」の履修も該当するが、教職上、なるべく「リコーダー合奏」（集中講義）を履修すること。

（注3）※2で「音楽理論・作曲法」の単位を修得した者に限る。

○楽理科 (◎の科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」の必修科目)

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽 (合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽 (合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	◎ピアノ	2
	◎器楽合奏 (リコーダー合奏) (注1)	1
	◎和楽器実技	1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法 (編曲法を含む。)・音楽史 (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	◎和声・音楽理論他 (注2)	4
	☆音楽史	☆
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	◎音楽教科教育法Ⅰ	4
	◎音楽教科教育法Ⅱ	4

(注1)「器楽合奏」の単位については、「合奏Ⅲ」「管打合奏」「西洋古楽演奏」「東洋音楽演奏」「ガムラン演奏」の履修も該当するが、教職上、なるべく「リコーダー合奏」(集中講義)を履修すること。

(注2)「和声」あるいは、「対位法」「管弦楽概論」「音楽分析」の中から修得すること。

○音楽環境創造科 (◎の科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」の必修科目)

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ(音楽基礎演習AまたはB)(注1)	4
声楽 (合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽 (合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	◎ピアノ	2
	◎器楽合奏 (リコーダー合奏) (注2)	1
	◎和楽器実技 (注3)	1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法 (編曲法を含む。)・音楽史 (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	◎音楽理論演習 AⅠ・Ⅱ	2
	◎音楽理論演習 BⅠ・Ⅱ	2
	☆音楽文化史	4
	○西洋音楽史Ⅰ・Ⅱ	4
	◎日本音楽概論	2
	○日本・東洋音楽史Ⅰ	2
	◎日本・東洋音楽史Ⅱ	2
	◎サウンドデザインとオーディオディレクション演習	2
◎映像音楽制作演習 (隔年開講)		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	◎音楽教科教育法Ⅰ	4
	◎音楽教科教育法Ⅱ	4

○選択科目、◎選択必修科目

(注1) 音楽環境創造科設置の「ソルフェージュ (音楽基礎演習A)」または「ソルフェージュ (音楽基礎演習B)」を履修すること。

(注2)「器楽実習」の単位については、「合奏Ⅲ」「管打合奏」「西洋古楽演奏」「東洋音楽演奏」「ガムラン演奏」の履修も該当するが、教職上、なるべく「リコーダー合奏」(集中講義)を履修すること。

(注3)「副科実技 (邦楽)」で代用できないため、「和楽器実技」を必ず履修すること。

(注4) 選択必修科目◎から1科目(2単位)以上履修すること。

10-4. 教員免許法施行規則第66条の6に定める科目（「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作等」）・その他

教員免許法で定めている科目・単位数		本学部開設科目・単位数		備 考
日本国憲法	2	法学（日本国憲法）	2	必修
体育	2	体育 I	2	必修
外国語コミュニケーション	2	英語・独語・仏語・伊語・露語・スペイン語	2～	2 単位以上履修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作（情報機器の操作等）	2	芸術情報概論 A または B	2	2 単位以上履修
		芸術と情報	2	
		情報メディア学	2	
		芸術情報演習 I または II	2	
そ の 他		一般教養科目の「思想史」「哲学」「倫理学」「宗教学」の中より、いずれか 1 科目を履修することが望ましい。		
		専門基礎科目の「邦楽概論 A～F」「邦楽実技論」の中より、いずれか 1 科目を履修することが望ましい。		

10-5. 他の大学または短期大学において修得した教職関連科目の単位の取り扱い

○単位認定

本学入学前に、小学校一種または中学校二種免許状の課程認定を有する大学等で修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位を認定できる場合がある。単位認定を希望する場合には、定められた期間（学事暦参照のこと）に申請を行うこと。

○教職課程履修相談

本学入学前に中学校・高校一種免許状の課程認定を有する大学等で修得した単位がある学生は、一部の科目について本学での履修が不要となる場合がある。本学で履修すべき科目の確認を希望する場合には、定められた期間（学事暦参照のこと）に申請を行うこと。

10-6. 「和楽器実技」・「日本の伝統的な歌唱」に代用できる「副科実技（邦楽）」科目一覧

「和楽器実技」に代用できる科目名（音楽環境創造科を除く。）					
長唄三味線 常磐津三味線 清元三味線	邦楽囃子（ 笛 ） 邦楽囃子（小鼓） 邦楽囃子（大鼓） 邦楽囃子（太鼓）	箏曲（山田流） 箏曲（生田流）	尺八	能楽囃子（ 笛 ） 能楽囃子（小鼓） 能楽囃子（大鼓） 能楽囃子（太鼓）	雅楽（ 笙 ） 雅楽（ 箏 ） 雅楽（ 龍笛 ）

※音楽環境創造科の学生は必ず「和楽器実技」を履修すること。

「日本の伝統的な歌唱」に代用できる科目名				
長唄	清元	常磐津	能楽（観世流）	能楽（宝生流）

10-7. 教育実習

○教育実習履修条件

学部 4 年次以上で卒業・教職に必要な単位取得見込者であり、教職に就く意志のある者。実習前年度までに「音楽教科教育法 I-1、I-2」の単位を修得している必要がある。

○実習期間

高校の免許状のみの取得を希望する者は10日以上、中学・高校両方の免許状の取得を希望する者は15日以上実習に行く必要がある。実習先は取得希望免許状にかかわらず、中学・高校のいずれでも良い。

○実習時期

原則、実習校からの指示により決定する。実習期間と大学院入試が重なるなど、特別な事情がある場合には実習校に相談すること。遅くとも11月頃までには実施する。

○実習先

実習希望校に訪問または電話で来年度教育実習を希望する旨をご相談し、口頭で内諾を得る。(3)による申請については、以下の注意事項を了承したうえで慎重に決定すること。

- (1) 自身の出身中学・高校
- (2) 出身校以外の中学・高校（出身校に専任の音楽教諭がない場合など）
- (3) 東京都公立校（大学から東京都教育委員会へ依頼）

東京都公立校申請時の注意事項

- ① 受入人数が極めて少数であるため、受入不可となる可能性がある。
 - ② 12月に結果が出るため、受入不可となった時点で別の学校を探そうとしても見つからない可能性がある。
 - ③ 実習先が決まった場合、いかなる場合でも辞退することができない。
 - ④ 「高校」での実習を希望する者は一次申請前に実習校から内諾を得る必要がある。
- ※「中学」での実習を希望する者は事前に内諾を得ない。また、「中学」の場合、出身校で実習できない場合が多い。

○履修届の提出

- (1) 実習を行う前年度（4年次に行う場合は3年次）に教務係に届け出ること。
- (2) 教育実習と履修届の説明は、3年次に履修する「音楽教科教育法Ⅱ」の授業で行う（4月下旬頃の予定）。
- (3) 教務システムでの履修登録は、実習を行う4年次に別途必要となる。

○その他

- (1) 実習校へ挨拶に伺うこと（実習前年度の夏休み等）。
- (2) 実習に行く年度の4～5月に行われる教育実習事前指導（金曜4限）の授業に必ず出席すること。
- (3) 実習校での事前打合せに必ず出席すること。
- (4) 教育実習期間（教育実習事前オリエンテーションを含む）の授業は公欠扱いになるため、所定の手続きにより申請を行うこと。
- (5) 4月に行われる学生定期健康診断（内科・レントゲン）を必ず受診すること。

10-8. 介護等体験

中学校教諭の免許状を取得しようとする者は、介護等の体験を行わなければならない。

なお、介護等に関する専門的知識および技術を有すると認められる者または身体上の障害により介護等体験を行うことが困難な者（身体障害者手帳に、障害の程度が一級から六級である者として記載されている者）は、この介護等体験を要しない。

(1) 介護等体験の内容

特別支援学校または社会福祉施設その他の施設（法で定められた「受入施設」）において障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を指す。

(2) 介護等体験の期間（7日間）

免許取得までの間に行う。7日間の内訳は、原則特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間とするのが望ましい。

(3) 介護等体験の申込

体験を実施する前年度に手続きをする。（実施前年度10～11月頃の予定。申込の詳細は掲示等にて連絡する。）申込をした者は、原則取り消しや辞退はできない。（関係機関等にご迷惑をかけることになるため十分注意すること。）

(4) その他

- ① 介護等体験の実施には、体験費用がかかる。また、受入施設等によっては必要な費用が徴収される場合がある。
- ② 4月に行われる定期健康診断（レントゲンを含む）を必ず受診すること。
- ③ 介護等体験を行う者は、必ず「介護等体験事前指導」を受講しなければならない。（実施年度の4～5月頃の予定。日時等の詳細は後日申込者へ連絡する。）
- ④ 介護等体験に伴い、想定される事故等に対応した保険への加入が必要である。
- ⑤ 中学校教諭の免許状の授与を受けようとする者は、介護等体験を行った受入施設等から「介護等の体験に関する証明書」を発行してもらうこと。

10-9. 教員免許状

教員免許状は、大学の所定単位を修得しても、本人が授与願の申請を大学または教育委員会に行わない限り、発行されない。

(1) 免許状授与願の申請手続きについて

申請区分	対象	手続場所	手続期間	申請手順
一括申請	在学生	本学 WEB サイト 教職課程ページ 教員免許の申請 について	6月下旬 ～7月中旬	HOME > 学生生活 > 授業・学事 > 教職課程 ①教員免許の申請について WEB フォームから申請 ②他大学出身者は申請手続時に窓口で相談 すること。
			3月下旬	③卒業式当日以降、免許状を授与
個人申請	卒業生	現住所の 都道府県 教育委員会	教育委員会 による	①教育委員会に申し出て、指示に従うこと。

※中学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、介護等の体験を行った学校または施設の長が発行する「介護等の体験に関する証明書」を提出すること。

(2) 授与された免許状について

免許状は、再発行されないため各自大切に保管すること、万一、紛失等した場合は、教育委員会に「免許状授与証明書」を申請すること。この場合、自己の免許状の種類、番号が必要となるため、紛失等に関係なく、免許状のコピーを各自保存しておくことが望ましい。

11. 博物館学課程（学芸員資格）

博物館法施行規則に定める科目			本学開設の該当科目及び単位数			
科 目	単位数		科 目	単位数	備 考	
必修科目	生涯学習概論	2	生涯学習概論	2	大美	
	博物館概論	2	博物館概論	2	大美	
	博物館経営論	2	博物館経営論	2	大美	
	博物館資料論	2	美術館資料論	2	大美	
	博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	大美	
	博物館展示論	2	企画展示論	2	大美	
	博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	大美	
	博物館教育論	2	博物館教育論	2	大美	
	博物館実習	3	美術館実習 A・B	3	大美	A・Bいずれか1科目を選択
選択科目	文化史 美術史 考古学 民俗学 自然科学史 物理 化学 生物学	8	文化人類学Ⅰ、Ⅱ	各2	音	合計8単位以上を修得する。
			音響学Ⅰ、Ⅱ	各2	音	
			芸術文化環境論Ⅰ、Ⅱ	各2	音	
			西洋音楽史Ⅰ、Ⅱ	各2	音	
			楽器学	4	音	
			日本・東洋音楽史Ⅰ、Ⅱ	各2	音	
			西洋音楽史概説	4	音	
			日本音楽史概説	4	音	
			東洋音楽史概説	4	音	
			音楽民族学概説	4	音	
			音楽音響学Ⅰ、Ⅱ	各2	音	
			芸術情報概論A	2	芸	
芸術情報概論B	2	芸				

※他大学出身者で、本学での学芸員資格取得を希望する者は、選択科目8単位を全て本学で履修しなければならない。

（備考） 1 表記中「大美」は、大学美術館開設科目を示す。

2 表記中「音」は、音楽学部開設で美術学部学生も履修できる交流科目を示す。

3 表記中「美」は、美術学部開設で音楽学部学生も履修できる交流科目を示す。

4 表記中「芸」は、芸術情報センター開設科目の交流科目を示す。

博物館や美術館などには、博物館法に基づき資料の収集、保管、展示および調査研究などに関する専門的職務を行う者として学芸員が置かれている。

学芸員となる資格を得るためには、学士の学位を有し、博物館法施行規則に定める博物館に関する科目の単位を修得していなければならない。

本学では、学芸員資格取得の科目として上記のとおり開設しているが、単に資格を取るだけという安易な姿勢での履修は、各自の専攻分野の学修を阻害することにもなりかねないため、目的意識をしっかりと持った学修が必要となる。資格取得を目指す者は、授業計画（シラバス）で内容をよく理解したうえで、1年次から履修を始め、3年次までに「美術館実習」以外のすべての科目の単位を修得することが望ましい。また、博物館学課程を大学院において

履修することも不可能ではないが、短期間での履修となることから、各自の研究分野での学修を妨げることのないように、しっかりと計画を立てて履修すること。

博物館の範囲はきわめて広く、学芸員の職務も博物館の内容により、その専門分野は大きく異なる。

また、学芸員職としての採用は、極めてむずかしく、この点からも資格取得に加えて、各自の専門的な知識・技能・経験を深めるための積極的な学修が必要となる。

なお、博物館学課程履修に関する連絡は、美術学部中央棟 1 階の掲示板およびメール等で行う。履修者は必ず確認すること。

11-1. 課程表

- (1) 必修科目は表に示した科目をすべて履修すること。
- (2) 美術館実習は、他の必修科目を履修、単位を修得した者が 4 年次以降に履修すること。
- (3) 美術館実習は、学部 4 年次以降で履修可能で、他の必修 8 科目の単位を全て取得してから受講することが望ましいが、美術館実習と同年度中に全ての単位を修得できる見込みがある者は履修可能。
- (4) 博物館経営論および美術館実習は、集中講義で行う。博物館経営論は 3 年次までに履修しておくことが望ましい。
- (5) 選択科目は、本学における開設科目の中から 8 単位以上を修得すること。
- (6) 選択科目については、卒業要件単位として修得したものを充てることができる。
- (7) 所定の単位を修得し、学士の学位を有する者については、本人の申請に基づき、学芸員資格証明書を交付する。
(申請受付は卒業年次の12月に行う。手続方法は掲示等で通知する。)
- (8) 本学の博物館学学芸員課程は、美術系博物館・美術館および美術資料の取り扱いに重点を置いているため、他大学で履修した必修科目のうちで、本学で認定される科目は限られる。「11-2.」を参照すること。

11-2. 他の大学において修得した博物館学関連科目の単位の取り扱い

他の大学で、博物館学課程科目の単位を修得した者は、以下の基準により、その単位を申告することができる。(認定という形はとらないが、学芸員資格証明書の交付申請時に出身大学での単位修得証明が確認できれば、本学での再履修の必要はない。)

(1) 申告できる博物館学課程科目

生涯学習概論、博物館概論、博物館経営論、博物館情報・メディア論、博物館教育論

該当科目は、53ページ博物館学課程（学芸員資格）一覧表参照

(その他の必修科目や選択科目は、すべて本学で履修しなければならない。)

(2) 申告方法

出身大学等の「博物館法に基づく単位修得証明書」を履修登録期間中に教務係に提出すること。

内容を確認後、教務係から本人に通知するため、それに従い、必要な履修をすること。

12. 学生生活

学生生活に関する事項は、学生課発行の「学生便覧」と併せて確認すること。

なお、千住校地に関わる事柄を必要に応じて **枠内** に補記して説明する。

12-1. 学内在留時間

平日（月～金曜）	7：30～21：00
土・日・祝日	7：30～21：00
夏季・冬季・春季休業期間中	7：30～20：00（ただし、夏季休業中の日・祝日は登校禁止とする。）

千住校地は次のとおり。

平日（月～金曜）	7：30～21：00（入構は20：30まで）
土・日・祝日	7：30～21：00（入構は20：30まで）
夏季・冬季・春季休業期間中	7：30～20：00（入構は19：30まで。夏季休業中の日・祝日は登校禁止とする。）

なお、正面自動扉が施錠されている時は、自動扉脇の通用口から学生証を用いて解錠して入ること。

- (1) 下校時間を厳守すること。
- (2) 入学試験実施その他による登校禁止等については、学事暦に記載してある他、その都度、掲示により連絡する。

12-2. 練習時間（上野校地）

平日（月～金曜）	7：30～21：00
土・日・祝日	7：30～21：00
夏季・冬季・春季休業期間中	7：30～20：00（ただし、夏季休業中の日・祝日は登校禁止とする。）

- (1) 練習時間は学内在留時間と同じであり、この時間帯以外の使用は一切認めない。時間延長等は一切行わないため、終了時間を厳守すること。
- (2) 学外者のホール、練習室の使用は一切認めない。
- (3) ホールや教務係管理・各科管理の練習室等の使用については、それぞれに定められている使用要領等に従うこと。
- (4) 練習室の窓を開放しての練習は禁止とする。

千住校地音楽演習室等の利用時間については、別途、音楽環境創造科教員室から通知する。

12-3. 事務取り扱い時間（教務係・学生募集係）

平日（月～金曜） 教務係	9：00～12：30、13：30～16：30
学生募集係	9：00～12：15、13：30～17：00

上記時間帯以外は事務取り扱いをしない。

千住校地事務室の事務取り扱い時間：平日（月～金曜） 9：00～12：30、13：30～17：00

12-4. 連絡・伝達事項

各科あるいは授業時に教員から指示される事項を除き、大学から学生への連絡・伝達事項は、特別の事情によるもの以外、すべて掲示（教務係前ロビー、5-109講義室前）、本学ウェブサイトおよび教務システムにより周知する。掲示を確認しなかったために生じる不利益は学生の責任となるため、毎日確認すること。また、気象警報発令に伴う

授業の休講等、緊急・重要な事項については、藝大メールへの一斉メールにより通知する。

千住校地における掲示板：1F エントランスホール

○休講・補講情報

教務システム等により周知する。

○構内放送

火事等の災害時における緊急を要する場合および多数の学生に知らせる必要のある場合は、構内放送で連絡する。

○電話での問い合わせ

- (1) 学生からの電話による問い合わせには応じないので、窓口に出向いて問い合わせること。
- (2) 学外者からの電話の取り次ぎは、緊急を要する場合以外一切行わない。
- (3) 学外者からの学生の住所・電話番号等の問い合わせには一切応じない。

12-5. 学籍

○修業年限、在学年限

修業年限（カリキュラムを修了し、卒業するために必要な在学期間）は、早期卒業の場合を除き、4年とする。学生は、6年を超えて在学することはできない。休学期間は、在学年数に算入しない。

○休学

病気その他の理由により引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、所定の手続きにより学長の許可を得て休学することができる。

休学の期間は、1年以内とする。特別な理由があるときは、学長の許可を得て更に1年に限り休学期間を延長することができる。ただし、通算して2年を超えることはできない。休学期間は、在学年数に算入しない。

休学の場合の授業料は、月割計算により休学当月の翌月（休学開始日が月の初日の場合はその月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、納付済の分は還付しない。

○復学

休学期間中にその理由が消滅したときは、所定の手続きにより学長の許可を得て復学することができる。

○退学

退学を希望する者は、所定の手続きにより学長の許可を得て退学することができる。

退学の場合においても、その者が在学していた期までの授業料を徴収する。

○除籍

次のいずれかに該当する者は、教授会の意見を参考として、学長が除籍する。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 2年の休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者
- (4) 入学料の免除または徴収猶予を申請し、免除もしくは徴収猶予の不許可または一部免除もしくは徴収猶予の許可の告知を受け、所定の期日までに入学料を納付しない者
- (5) 行方不明の者

12-6. 各種手続き

各手続きは、病気・ケガ等で来学できない場合を除き、原則として学生本人が行うこと。(身分異動に関する手続きは、申請期限等を確認のうえ、必ず学生本人が行うこと。)

名称	手続き等	担当部署
休学申請書	病気・ケガ等の場合は、診断書を添付する。 (学則第70、71、72条を参照)	音楽学部教務係 (上野校地)
復学申請書	病気・ケガ等の理由で休学していた場合は、修学が可能である旨を証明した診断書を添付する。 (学則第73条を参照)	〃
退学申請書	受理された後、学生証を返還する。(学則第74条を参照)	〃
学生・保証人 連絡先変更 フォーム	[住所・電話番号等変更] Web フォームから届け出る。 [改姓] Web フォームから届け出る。戸籍抄本等改姓を証明する公的書類の画像データを添付する。	学生課学務係
学生証再交付願	手数料2,100円を財務会計課で納付のうえ、学生課学務係へ願い出ること。	財務会計課・学生課学務係
声種変更届	声楽科学生対象	音楽学部教務係 (上野校地)
公欠確認書	音楽学部教務係で交付を受け、指示に従って手続きする。 (音楽学部開設授業公欠の承認基準を参照)	〃
追試験願	試験日から1週間以内に手続きする。 (音楽学部規則第13条を参照)	〃
楽器類借用願	演奏支援係に願い出ること。	演奏企画室演奏支援係
通称名等使用 申出書	戸籍抄本等を添えて申し出る。	音楽学部教務係 (上野校地)
藝大アカウント・ パスワード 再発行	WEB (https://user.geidai.ac.jp) から申請し返信メールの指示に従うこと。	芸術情報センター

12-7. ロッカー (学生募集係)

- 学生個人用ロッカーの使用希望者は、毎年5月に学生募集係にて使用登録を受け付けるため、定められた期間内に必ず登録すること。なお、ロッカーは1人1台とする。
- 使用期間は、翌年4月までの1年間である。継続して使用する場合は、毎年更新する必要があるため、注意すること。(卒業生は、3月までの使用)
- 卒業生は、卒業時にロッカー内を整理、空にすること。卒業後、ロッカーに残っている私物は内容・種類を問わず大学で全て処分する。処分された物品については大学では一切責任を負わないため注意すること。
- 未登録のロッカーについては、その中に入っている私物の内容・種類を問わず、大学ですべて処分する。処分された物品について、大学では一切責任を負わないため注意すること。
- 大学では、盗難などについて、一切責任を負わないため、貴重品等はいれないようにし、暗証番号の管理に注意すること。
- 鍵が開かなくなった際の申し出は必ず登録者本人が行うこと。本人確認がとれない場合の対応は一切行わない。

千住校地ロッカー室の利用については、別途、音楽環境創造科教員室から通知する。

12-8. 自転車の登録（学生募集係）

- (1) 通学により音楽学部側キャンパスに駐輪を希望する自転車等所有者（自動二輪車、原動付自転車を含む。）は、学生募集係で必ず登録すること。
- (2) 駐輪場所は、音楽学部5号館ピロティおよび2号館前である。（点字ブロック、奏楽堂や第6ホール入口には駐輪しないこと。）
- (3) 無断駐輪者に対しては告知文を発行する。再三の告知にもかかわらず、無断駐輪を続けている自転車等は、廃棄処分する。なお、その際に要した経費については、当該者に対して請求する場合がある。

千住校地の駐輪場も自転車等の登録を行う。詳細は、千住校地事務室に問い合わせること。

12-9. その他

千住校地における事項

- (1) 展示について
千住校地の屋内外で展示やパフォーマンスを行う場合には、千住校地事務室との事前打ち合わせが必要である。詳細は千住校地事務室に問い合わせること。
- (2) 千住校地の医務室
体調不良時の一時的な休養場所。利用時は千住校地事務室に申告すること。

13. 諸規則

東京藝術大学学則（抄）

制 定 昭和25年3月10日

最近改正 令和4年5月9日

第1章 総則

第1節 通則

（趣旨）

第1条 この学則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）に基づき設立される国立大学法人東京藝術大学及びその法人によって設置される東京藝術大学の目的、組織、修業年限、教育課程その他の学生の修学等に関し必要な事項を定めるものとする。

（総称）

第2条 前条に規定する国立大学法人東京藝術大学及び東京藝術大学は総称して東京藝術大学という。

2 前項において総称する東京藝術大学は、諸規則の名称及び別段の定めのあるものを除き、東京藝術大学の諸規則において「本学」という。

（事務所の所在地）

第3条 本学は、主たる事務所を東京都台東区上野公園12番8号に置く。

（目的）

第4条 本学は、広く芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門芸術の技能、理論及び応用の教授並びに研究を目的とする。

（点検・評価）

第5条 本学は、その教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検・評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検・評価については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

4 前3項の点検・評価に関し必要な事項については、別に定める。

第2節 教育研究組織等

（学部）

第6条 本学に、次の学部を置く。

美術学部

音楽学部

2 学部に次の学科を置く。

美術学部 絵画科

彫刻科

工芸科

デザイン科

建築科

芸術学科

先端芸術表現科

音楽学部 作曲科
 声楽科
 器楽科
 指揮科
 邦楽科
 楽理科
 音楽環境創造科

第7条～第47条（略）

第2章 学部

第1節 修業年限、在学年限及び収容定員

（修業年限）

第48条 修業年限は、4年とする。

（在学年限）

第49条 学生は、6年を超えて在学することはできない。

（在学期間の特例）

第50条 本学に3年以上在学した者が、卒業の要件として本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第48条の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

（入学定員及び収容定員）

第51条 学生の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部 名	学 科 名	入学定員	収容定員
美 術 学 部	絵 画 科	80	320
	彫 刻 科	20	80
	工 芸 科	30	120
	デ ザ イ ン 科	45	180
	建 築 科	15	60
	芸 術 学 科	20	80
	先端芸術表現科	24	96
	計	234	936
音 楽 学 部	作 曲 科	15	60
	声 楽 科	54	216
	器 楽 科	98	392
	指 揮 科	2	8
	邦 楽 科	25	100
	楽 理 科	23	92
	音楽環境創造科	20	80
計	237	948	
	合 計	471	1,884

第2節 学年、学期及び休業日

（学年）

第52条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学期）

第53条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第54条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 開学記念日 10月4日
- (4) 春季、夏季及び冬期休業日

2 前項第4号の休業日は別に定める。

第55条 学長は、必要があると認めるときは、前条第1項の休業日を変更することができる。

(臨時の休業日)

第56条 第54条に定める休業日のほかに臨時の休業は、学長がその都度定める。

2 前項の休業の中、授業の都合により3日以内の休業は、学部長が定めることができる。

第3節 入学、休学、復学、退学、転学、留学及び除籍

(入学の許可)

第57条 入学の許可は、当該学部教授会の意見を参考として、学長が行う。

(入学の時期)

第58条 入学(編入学及び再入学を含む。)の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

第59条～第62条(略)

(入学手続)

第63条 選抜試験に合格した者は、指定の期日までに誓約書及びその他本学の指定する書式に必要事項を記入の上、提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、第101条の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする者については、入学料免除申請書又は入学料徴収猶予申請書の受理をもって、入学手続上入学料の納付に代えることができる。

(入学許可)

第64条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第65条 編入学及び再入学の場合の入学願書、入学手続及び入学許可については、第62条から前条までの規定を準用する。

(保証人)

第66条 誓約書に連署の連帯保証人(入学者が、未成年のときは法定代理人とする。)は、本人在学中の一切のことについて責任を負わなければならない。

第67条 連帯保証人が、住所及び身上に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

第68条 連帯保証人が死亡し、若しくは資格を失ったときは、すみやかに新しい保証人を設けて届け出なければならない。

(欠席)

第69条 病気その他の理由により欠席しようとする者は、その期間及び理由を届け出なければならない。病気のため1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えなければならない。

(休学)

第70条 病気その他の理由により引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添えて休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

第71条 病気その他の理由により修学することが不相当であると認められる者に対しては、当該学部教授会の意見

を参考として、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第72条 休学の期間は、1年以内とする。

2 特別な理由があるときは、休学願を提出し、学長の許可を得て更に1年を限り休学期間を延長することができる。ただし、通算して2年を超えることはできない。

3 休学期間は、第49条に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第73条 休学期間中にその理由が消滅したときは、医師の診断書又は理由書を添えて復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(退学及び転学)

第74条 退学又は他の大学へ転学を希望する者は、その理由書を添えて退学願を提出し、学長の許可を得て退学又は転学することができる。

(留学)

第75条 留学を希望する者は、その理由書を添えて留学願を提出し、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学した期間は在学年数に加え、第86条第2項の規定を準用する。ただし、休学して外国で学修する場合を除くものとする。

(除籍)

第76条 次に掲げる各号の一に該当する者は、当該学部教授会の意見を参考として、学長が除籍する。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 2年の休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者
- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除若しくは徴収猶予の許可の告知を受け、所定の期日までに入学料を納付しない者
- (5) 行方不明の者

第4節 教育課程、履修、単位の認定及び授与

(教育課程の編成方法)

第77条 各学部又は学科は第4条に定める教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、専門の技能及び理論を教授するとともに幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養できるような教育課程を編成するものとする。

2 教育課程は、各学科の専攻に係る授業科目を必修科目、選択科目に分けて開設するものとし、必要に応じて自由科目を設けることができる。

3 学長は、前2項の教育課程等を決定する際は、当該学部教授会の意見を参考にするものとする。

(履修)

第78条 各学部は、前条に定める教育課程の編成方法に基づき学部規則、履修規程を別に定めるものとする。

2 学生は前項の学部規則、履修規程の定めるところにより、所定の課程を履修しなければならない。

第79条 卒業に必要な授業科目及び単位数は、各学部の履修規程に定めるものとする。

(単位の計算方法)

第80条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別表に定める時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 実験、実習及び実技の授業については、30時間から45時間までの範囲で別表に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、個人指導による実技の授業については、各学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

第81条 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、各学部において、単位数を定めることができる。
(1年間の授業期間)

第82条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
(各授業科目の授業期間)

第83条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。
(単位の授与)

第84条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第81条に定める授業科目については、各学部の定める適切な方法により単位を与えることができる。
(授業の方法)

第85条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第86条 本学が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより学生に他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 3 前2項の規定に関し必要な事項は、各学部規則及び履修規程において別に定める。
(大学以外の教育施設等における学修)

第87条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、各学部の別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
(入学前の既修得単位等の認定)

第88条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、各学部の別に定めるところにより、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学入学後の本学における授業科目の履修とみなし、各学部の別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数については、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、第86条第2項及び第87条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(遠隔授業により修得することができる単位数)

第89条 第85条第2項の授業の方法により修得することができる単位数は60単位を超えないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、124単位を超える単位数を卒業の要件としている学科においては、第85条第1項の授業方法により64単位以上を修得しているときは60単位を超えることができる。

第5節 教職課程

(教育職員免許状)

第90条 教育職員免許状を取得しようとする者のため、教科及び教職に関する授業科目を開設する。

- 2 前項の授業科目及び履修方法に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

表 (略)

第6節 卒業及び学位

(卒業及び学位)

第91条 大学に4年以上(第50条の在学期間の特例を適用する場合は、3年以上)在学し、各学部規則に定める単位を修得した者については、各学部教授会の意見を参考として、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して学士の学位を授与する。
- 3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 賞罰

(表彰)

第92条 学生に対して表彰に値する行為があったとき、学長が、表彰することがある。

(懲戒)

第93条 学生に対して次の各号の一に該当する者あるときは、学長が、これを懲戒するものとする。

- (1) 性行不良の者
- (2) 学力劣等の者
- (3) 正当の理由なく出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第94条～第99条 (略)

第5章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等)

第100条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則(以下「費用規則」という。)の定めるところによる。

- 2 科目等履修生、特別聴講学生及び委託生の検定料、入学料及び授業料の額は、費用規則の定めるところによる。
(入学料の免除及び徴収猶予)

第101条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の願い出により入学料の全部又は一部を免除することができる。

- 2 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき又はその他特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の願い出により入学料の全部又は一部を徴収猶予することができる。
- 3 入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の納付)

第102条 授業料は、次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、納付する者から申出があった場合には、前期分徴収の際、後期分も併せて納入することができる。

前期 年額の2分の1(納入期限5月31日まで)

後期 年額の2分の1（納入期限11月30日まで）

2 学長は、必要があると認めるときは、前項の納入期限を変更することができる。

（授業料の徴収猶予）

第103条 特別な事情があって、前条により難しい場合は、別に定めるところにより、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することができる。

第104条 前条の徴収猶予又は月割分納をうけようとする者は、所定の期日までに詳細な理由書を提出し、学長の許可を得なければならない。

（授業料等の免除）

第105条 特別な事情により授業料及び寄宿料（以下「授業料等」という。）の納付が困難であると認められるときは、その者の願い出により授業料等の全部又は一部を免除することができる。

2 授業料等の免除に関し必要な事項は、別に定める。

（休学期間中の授業料免除）

第106条 休学の場合の授業料は、月割計算により休学当月の翌月（休学開始日が月の初日の場合はその月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、納付済の分は還付しない。

（復学後の授業料）

第107条 授業料の納入期から6か月までの間に復学した場合、次の算式により算定した授業料額をその復学の際徴収し、その後における授業料納入期からは每期分の授業料を徴収する。

授業料 × $\frac{\text{復学当月から次の授業料納入期の前月までの月数}}{12}$

（退学又は除籍の場合の授業料等）

第108条 退学又は除籍の場合においても、その者が在学していた期までの授業料を徴収する。ただし、第76条第3号及び第4号に該当し、除籍された者は、未納の授業料及び寄宿料を免除することができる。

第109条 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を願い出たときは、月割計算により退学の翌月以降の授業料を免除することができる。

（停学期間中の授業料）

第110条 停学期間中の授業料は、徴収する。

（寄宿料）

第111条 入寮を許可された者は、毎月始めに寄宿料を納入しなければならない。

（授業料等の還付）

第112条 納入済の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、還付しない。ただし、授業料については、入学を許可するときに納付した者が、入学年度の前年度末日までに入学を辞退した場合は、この限りでない。

2 前期分授業料納入の際、後期分授業料を併せて納付した者が、その年の9月末日までに休学又は退学した場合には、後期分授業料に相当する額を還付する。

第113条～第116条（略）

附 則

この学則は、令和2年4月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

東京藝術大学音楽学部規則

改 正 昭和36年 6月26日

最近改正 平成28年 3月24日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 東京藝術大学音楽学部（以下「本学部」という。）の目的、教育課程の編成、学生の履修方法、卒業の要件等に関し必要な事項は、東京藝術大学学則に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(目的)

第2条 本学部は、音楽についての深い学識と高い技術を授け、音楽の各分野における創造、表現、研究に必要な優れた能力を養い、社会的要請に応える人材を育成することを目的とする。

(構成)

第3条 本学部の学科及び専攻は、別紙1のとおりとする。

(所属)

第4条 学生の所属する科は指揮科への転科を除き、入学時において決定し、その変更は許可しない。

2 指揮科への転科は、教授会の意見を参考として、学長が許可するものとする。

第5条 指揮科への転科は、邦楽科を除く各科に2年在学し、所定の単位を取得した者の中から選考するものとする。

2 前項の選考は、試験により行うものとする。

第2章 教育課程及び履修等

(教育課程等)

第6条 本学部における教育課程の授業科目、単位数及びその履修方法は、東京藝術大学音楽学部履修規程（以下「履修規程」という。）で定める。

2 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める科目の単位を修得しなければならない。

3 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法に定める科目の単位を修得しなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第7条 学則第88条に規定する入学前の既修得単位の認定については、履修規定の定めるところにより、教授会の意見を参考として、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

(授業科目等)

第8条 授業科目、授業時間割及び担当教員は、学年の始めに公示する。ただし、臨時講義等についてはその都度公示する。

(履修登録)

第9条 学生は、所定の手続によって履修科目の申告を行い、担当教員の承認を得なければならない。

(履修登録単位数の上限設定)

第10条 学生が1年間に履修登録することができる単位数は、44単位を上限とする。ただし、教職に関する科目、学芸員資格に関する科目及び単位互換制度により他大学等で修得した認定単位を除く。

2 前項の規定に関わらず、3年を超えて在学している学生については、上限を定めない。

(修了試験)

第11条 各科目の修了試験は、学期末又は学年末に行うものとする。ただし、学期又は学年の中途において授業が完結するとき、又は臨時講義等にあつては、その都度これを行うことがある。

(修了試験の受験資格)

第12条 修了試験は、その科目の授業時数の3分の2以上出席した者が受けることができる。

(追試験)

第13条 前条の受験資格があつて次の各号に掲げる事由により試験を受けることができない者は、当該試験日から1週間以内に追試験願にその証明書をそえて、学部長に提出し、その許可を得て受験することができる。

- (1) 病気及び怪我の場合(医師の診断書)
- (2) 事故の場合(所轄の官署が発行する事故証明書)
- (3) 親族(配偶者、父母、兄弟姉妹及祖父母に限る。)の死亡による忌引きの場合(事実を確認出来る書類)
- (4) 教育実習(期間中及び実習のための打合せ)及び介護体験を行う場合
- (5) その他、学部長がやむを得ない理由があると認めた場合

2 追試験の成績は、当該者の得点から10%を減じたものを評価の対象とする。

(卒業試験)

第14条 卒業試験は、次のとおりとする。

- (1) 作曲科は、作品試験とする。
- (2) 声楽科、器楽科、指揮科及び邦楽科は演奏試験とする。

(卒業試験の受験資格)

第15条 卒業試験は、本学部に3年をこえて在学した者で、所定の単位の3分の2以上を取得した者が受けることができる。ただし、第20条に規定する早期卒業に関しては、この限りでない。

(卒業作品、卒業論文の提出)

第16条 卒業作品又は卒業論文は所定の日までに学部長に提出しなければならない。

(成績評価基準等)

第17条 成績評価基準は別表2のとおりとし、各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価の方法に関しては、授業計画書等により学年の始めに公表する。

(単位の認定方法等)

第18条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に基づき、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

2 成績の評価は、秀・優・良・可及び不可の評語をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

(卒業要件)

第19条 本学部の卒業するためには、本学部履修規程の定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。

(早期卒業)

第20条 学長は、本学部に3年以上在学し、前条に定める単位を優秀な成績をもって修得した場合には、本人の申請に基づき、教授会の意見を参考として、卒業を認定することができる。

2 本学部における早期卒業の認定基準については、別に定め、公表する。

第3章 演奏

(出演)

第21条 学生は本学の演奏会又は本学が特に指定した演奏会に出演を命じられたときは、これに出演しなければならない。

(懲戒)

第22条 前条の規定に違反した者は、学則第93条及び第94条の規定により懲戒することがある。

第4章 楽器使用

(楽器の借り受け等)

第23条 学生は学修のため、特に必要があると認められるときは、本学所有の楽器を借り受けることができる。

2 前項により楽器を借り受けようとする者は、所定の借用証を提出し、学部長の許可を得なければならない。

第24条 前条により借り受けた楽器は、これを転貸してはならない。又返還を命じられたときは、直ちにこれを返還しなければならない。

第25条 借り受けた楽器を毀損した場合は、直ちにこれを返還し、本学の指示に従い修理しなければならない。又亡失若しくは修理不能のときは、本学の指示に従い弁償しなければならない。

(楽器の使用)

第26条 学生は学部長の許可を得て、指定の時間に限り本学部備品のピアノ、オルガン等を使用することができる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

作曲科	
声楽科	
器 楽 科	ピアノ専攻
	オルガン専攻
	弦楽専攻
	管打楽専攻
	古楽専攻
指揮科	
邦 楽 科	三味線音楽専攻
	邦楽囃子専攻
	現代邦楽囃子専攻
	日本舞踊専攻
	箏曲山田流専攻
	箏曲生田流専攻
	現代箏曲専攻
	尺八専攻
	能楽専攻
	能楽囃子専攻
	雅楽専攻
楽理科	
音楽環境創造科	

別表2 (第17条関係)

評 価 基 準			
秀	100 ~ 95	As	5
優	94 ~ 80	A	4
良	79 ~ 60	B	3
可	59 ~ 50	C	2
不 可	49以下	D	1

- 1) 学科試験は100点法による。
- 2) 実技試験は100点法以外の評価基準とする。
- 3) 出席不良等によって評点できない場合は「失格」とする。

東京藝術大学音楽学部履修規程

制 定 昭和46年2月23日

最近改正 令和5年1月12日

第1条 東京藝術大学音楽学部（以下「本学部」という。）における教育課程等（教職課程及び学芸員課程を含む）については、東京藝術大学学則及び東京藝術大学音楽学部規則に定めるもののほか、この規定に定めるところによる。

第2条 本学部における教育課程表は、別表のとおりとする。

第3条 学生は、卒業の要件とする授業科目の履修に際しては、学生の所属する学科、課程又は専攻の指導教員の指導により、所定の必修科目、選択科目及び自由科目を履修するものとする。

第4条 学生は、前条に規定された授業科目のほかに、本学部内において開設する科目を、また本学他学部、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、芸術情報センター、社会連携センター、教養教育センター、グローバルサポートセンター、未来創造継承センター、キュレーション教育研究センター及び単位互換制度により他大学の科目を履修することができる。

2 前項の科目を履修しようとするときは、あらかじめ当該科目担当教員の承認を受けなければならない。

別表（教育課程（カリキュラム）修得単位年次表）は省略

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

東京藝術大学音楽学部（大学院音楽研究科を含む）開設授業公欠の承認基準

制 定 昭和59年11月18日

最近改正 令和5年12月14日

（趣旨）

第1条 この基準は学生（大学院学生を含む。）が授業を欠席する場合において、特別の事由により公欠する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 公欠とは、特別の事由により音楽学部（以下「学部」という。）が認めた公の授業欠席をいう。

（公欠事由等）

第3条 公欠として認められる事由（以下「公欠事由」という。）及び期間は、別表に掲げるとおりとする。

（承認手続）

第4条 公欠事由に該当する場合は、学部教授会の承認があったものとみなす。但し、別表第5項及び第6項に該当する場合は、個別に学部教授会の承認を得なければならない。

第5条 公欠事由に該当して授業を欠席する学生は、所定の手続きにより原則として事前に当該科目の担当教員に届け出なければならない。

（公欠の例外）

第6条 公欠事由に該当する場合でも、欠席しようとする授業が集中講義科目のときは、公欠として認めない。

（公欠の処理）

第7条 公欠をした場合、当該公欠の授業時数（回数）は、当該科目の総授業時数に算入しない。

（実施細則）

第8条 この基準に定めるもののほか、公欠の取扱いに関して必要な事項は、学部教授会の定めるところによる。

附 則

この基準は、令和5年12月14日から施行する。

別表（第3条関係）

公欠として認められる事由	公欠として認められる期間
1 忌引	(1) 配偶者、1親等（父母及び子）連続する7日間 (2) 2親等（祖父母、兄弟姉妹及び孫）連続する3日間
2 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合又は感染のおそれがある場合	学校保健安全法施行規則第19条に規定する出席停止期間
3 裁判員又は裁判員候補者に選任された場合	(1) 裁判員 裁判（公判、評議、評決等）に参加した日 (2) 裁判員候補者 裁判員選任手続のために裁判所に行った日
4 教育実習及び介護等体験	(1) 教育実習 実習期間及び実習校との事前打合せに参加した日 (2) 介護等体験 体験を行う日
5 藝大定期演奏会に参加する出演者	演奏会及びゲネプロ当日
6 その他学部教授会が認めた特別事由	教授会が認めた期間

東京藝術大学成績評価に関する申合せ

平成29年 6 月30日

教育推進室申合せ

(趣旨)

第1条 この申合せは、本学における成績評価を適切に実施し、もって教育の質を担保するため、成績評価の指針となるべき基準及び成績評価に関する質問等の受付に関して必要な事項を定めるものとする。

(成績の評価基準)

第2条 成績の評価基準は下記のとおりとする。

判定	評語	評価基準
合格	秀	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている
	優	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている
	良	到達目標を達成し、良好な成績を修めている
	可	到達目標を達成している
不合格	不可	到達目標を満たしていない

2 単位の認定のみを行う科目については、認定の標記とする。

(成績評価に関する質問等)

第3条 教員は、成績発表後、一定期間を設けて、学生からの成績評価に関する質問等を受け付け、真摯に対応するものとする。

2 成績評価に関する質問等の受付方法については、美術学部（大学院美術研究科を含む。）、音楽学部（大学院音楽研究科を含む。）、大学院映像研究科及び大学院国際芸術創造研究科（以下「学部等」という。）において定め、学部等はその方法を学生に周知するものとする。

附 則

この申合せは、平成 29年 6 月30日から施行し、平成 29年 4 月 1 日から適用する。

東京藝術大学におけるGPA制度に関する要項

制 定 平成29年3月23日

(目的)

第1条 この要項は、本学において、学修の状況および成果の客観的評価を示す指標であるグレード・ポイント・アベレージの制度に関し必要な事項を定め、学生の能動的かつ計画的な学修を促すとともに、教員等による的確かつ組織的な学修指導を推進し、教育の質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) グレード・ポイント (以下「GP」という。) 履修申告科目の成績に基づき算出される0から4までの数値をいう。
- (2) グレード・ポイント・アベレージ (以下「GPA」という。) 履修科目のGPと単位数の積の総和を履修科目の単位数の総和で除した数値をいう。
- (3) 学期GPA 各学期におけるGPAをいう。
- (4) 年度GPA 各年度におけるGPAをいう。
- (5) 累計GPA 在籍期間におけるGPAをいう。

(対象学生)

第3条 GPA制度を適用する対象学生は、本学の学士課程に在籍する全ての学生とする。

(対象授業科目)

第4条 本学が開講する全ての授業科目 (他大学との単位互換科目を含む。) をGPAの対象授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業科目に該当する場合は、GPAの対象外とする。

- (1) 「失格」または「認」をもって評価された授業科目
- (2) 学長が指定する授業科目

(評価およびGP)

第5条 各学部規則に定める成績の評価に与えられるGPは、次表のとおりとする。

評価	GP
秀	4
優	3
良	2
可	1
不可	0

(GPAの算出方法)

第6条 学期GPA、年度GPAおよび累計GPAの計算式は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

(1) 学期GPAの計算式

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{(当該学期に評価を受けた授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた授業科目の単位数の合計}}$$

(2) 年度GPAの計算式

$$\text{年度GPA} = \frac{\text{(当該年度に評価を受けた授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{当該年度に評価を受けた授業科目の単位数の合計}}$$

(3) 累計GPAの計算式

$$\text{年度GPA} = \frac{\text{在籍全期間に評価を受けた授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{在籍全期間に評価を受けた授業科目の単位数の合計}}$$

(GPA算出期日の取扱い)

第7条 GPAの算出は、原則として学期ごとに指定された成績登録締切日までに確定した成績に基づいて行う。

(GPAの再計算)

第8条 追試験、成績の訂正および不正行為による履修登録の無効化等により、成績または履修科目に変更が生じた場合は、速やかにGPAを再計算するものとする。

(GPAの成績証明書等への記載)

第9条 GPAは原則として成績証明書に記載しない。ただし、留学等の目的で成績証明書提出先からGPAの記載を求められたときは、累計GPAおよびGPA算出方法を併せて記載するものとする。

2 教務システムには、学期GPAおよび累計GPAを記載するものとする。

(GPAの教員への通知)

第10条 GPA教員への通知は、各科・専攻に所属する学生のGPAについて、各教務係から当該科・専攻の主任教員へ電子ファイルにて提供することにより行う。

2 教員は学生のGPAについて、東京藝術大学個人情報管理規則に基づき適切に管理するものとする。

(学修指導)

第11条 各科・専攻は、GPAを適切に利用した学修指導の計画を策定し、学生の学修指導を行うものとする。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

東京藝術大学音楽学部早期卒業内規

制 定 平成20年3月27日

最近改正 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京藝術大学学則第50条及び東京藝術大学音楽学部規則第20条の規定に基づき、東京藝術大学音楽学部（以下「本学部」という。）における早期卒業に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第2条 早期卒業の対象となる学生は、本学部に3年以上在学し、卒業の要件として本学部が定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者とする。

(早期卒業希望者の認定)

第3条 早期卒業を希望する者（以下「早期卒業希望者」という。）は、2年次末において、音楽学部長にその旨を申し出るものとする。

2 前項の早期卒業希望者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 卒業に要する単位80単位以上を修得していること。
- (2) 教養科目16単位及び外国語科目8単位以上を修得していること。
- (3) すべての修得科目（入学前の既修得単位認定科目を含む。）の成績評価のうち、「優」以上が90%以上であり、「可」が含まれないこと。
- (4) 早期卒業の意志及び理由が明確であること。

3 音楽学部長は、第1項の規定による申出があったときは、教授会において前項に基づく審査を経て適格の認定をしなければならない。

(修学指導)

第4条 前条第3項の規定に基づき適格の認定を受けた早期卒業希望者の授業計画等に当たっては、指導教員の指導により行うこととする。

(卒業の要件)

第5条 早期卒業するためには、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 卒業に要する単位124単位以上を修得していること。
 - (2) すべての修得科目（入学前の既修得単位認定科目を含む。）の成績評価のうち、「優」以上が90%以上であり、「可」が含まれないこと。
- 2 教授会は、前項の要件について審査を行うこととする。

(卒業の時期)

第6条 早期卒業の時期は、3年次の3月とする。

(教育実習)

第7条 早期卒業希望者に対して、教育職員免許状取得のための科目の履修に関しては、当面の間、特別措置は行わないこととする。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、教授会において別に定める。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

東京藝術大学音楽学部における演奏活動に関わる著作隣接権等の取扱要項

制 定 平成24年 2月28日

最近改正 平成26年 3月12日

(目的)

第1条 この要項は、東京藝術大学音楽学部及び東京藝術大学演奏藝術センター（以下「学部等」という。）において、研究・教育目的で行われる演奏活動と、その記録・保存・公開に関わる著作隣接権等の取扱について基本的な事項を定め、もって学術活動の成果の社会的活用を図るとともに、我が国における音楽藝術の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「演奏作品」とは、構成員が学部等の主催する公演会（練習・ワークショップその他の企画事業を含む。）において演奏（歌唱その他の実演を含む。）を行った作品をいう。
- (2) 「構成員」とは、学部等に所属している全ての者（職員、学生等の身分及び特任、客員等の呼称は問わない。）をいう。
- (3) 「著作隣接権等」とは、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第89条第1項に規定する実演家の著作隣接権その他記録・保存・公開に関わる肖像権等の権利を含む。

(著作隣接権等の帰属)

第3条 演奏作品の著作隣接権等は、別途合意のない限り、学部等との関係ではその演奏を行った構成員個人（以下「著作隣接権者」という。）に帰属する。

(利用許諾)

第4条 著作隣接権者は、その演奏作品について、学部等に対し次の各号に掲げる利用を将来にわたって無償で許諾するものとする。

- (1) 演奏作品の記録に必要な録音・録画及びその編集
- (2) 演奏作品の保存に必要な CD-ROM 等のメディアやサーバへの複製
- (3) メディアの配布・販売・貸与、インターネット等を通じた配信その他の提供
- (4) ホームページや印刷物等における広報利用
- (5) 上記各号に定める行為の第三者に対する再許諾
- (6) その他学部等において必要とする利用

(楽曲著作権等の取扱)

第5条 演奏に用いられる楽曲に著作権が存在する場合又は楽譜の貸与契約が必要な場合には、当該演奏活動の責任者たる構成員が適切な契約処理を行う。構成員は、その実演が第三者の著作権その他の権利を侵害しないよう、十全の配慮を行うものとする。

(音楽事務所等との関係)

第6条 構成員が、音楽事務所・レコード会社等との間で著作隣接権等の取扱を含む契約等を個別に行っている場合には、その旨を学部等に報告するとともに、この要項を含む本学諸規則及び関係法令に基づき必要な処理を行うものとする。

(退職・卒業後の取扱)

第7条 構成員が退職、卒業、修了又は退学した場合においても、在職又は在籍中に行われた演奏に関する著作隣接権等の取扱については、この要項の定めるところにより行うものとする。

(事務)

第8条 この要項に関わる事務は、学部等事務部が行う。

(例外の取扱)

第9条 記録保存された演奏作品について、第4条第3号、第4号又は第5号を適用することが適当でないとして著作権隣接権者が判断した場合、その旨を音楽学部長に申出ることができる。

2 前項の申出があった場合、音楽学部長は著作権隣接権者と協議のうえ、別に取扱うことができる。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、演奏作品の取扱に関し必要な事項は、音楽学部長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

略記法

55.12.11 教務委員会決定

科・声種・楽器名		略記法	科・声種・楽器名		略記法
作曲			室内楽		
声 楽	独唱		古 楽	チェンバロ	Cemb
	オペラ			バロック声楽	BVo
	ソプラノ	S		バロック・ヴァイオリン	BVn
	メゾソプラノ	Ms		バロック・チェロ	BVc
	アルト	A		リコーダー	Rec
	テノール	T		フォルテピアノ	FP
	バリトン	Br		バロック・オルガン	BOrg
	バス	B	指揮		
ピアノ		Pf	楽理・音楽学		
オルガン		Org	音楽教育		
弦 楽	ヴァイオリン	Vn	ソルフェージュ		
	ヴィオラ	Va	境音 創楽 造環	音楽音響創造	
	チェロ	Vc		芸術環境創造	
	コントラバス	Cb	邦楽		
	ハープ	Hp	<p>(略記法の表現について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 原則として、2字以内にまとめた。 原則として、頭文字は大文字を使い、2字目は小文字とした。 科名等を表現するときは日本語のままとし、専攻(声種・楽器名)を略記法の対象とした。 <p style="text-align: right;">以上</p>		
木 管	フルート	Fl			
	オーボエ	Ob			
	クラリネット	Cl			
	ファゴット	Fg			
金 管	サクソフォン	Sx			
	ホルン	Hr			
	トランペット	Tp			
	トロンボーン	Tb			
	チューバ	Tu			
	ユーフォニアム	Euph			
打楽器		Pc			

※ 平成16年6月10日一部改正

※ 平成23年2月28日一部改正